

知立市水防計画

令和8年2月修正

知立市

目 次

第1章 総 則	
第1節 目的	4
第2節 用語の定義	4
第3節 水防の責務と義務	5
第4節 安全確保	6
第2章 水防組織	
第1節 災害対策本部の組織	8
第2節 消防団の組織	8
第3章 水防施設	
第1節 水防施設	12
第4章 通信連絡及び非常輸送	
第1節 災害対策本部の通信連絡	15
第2節 消防団等の通信連絡	16
第3節 非常輸送	16
第5章 非常配備体制	
第1節 災害対策本部の非常配備	18
第2節 消防団の非常配備	22
第6章 重要水防箇所	
第1節 重要水防箇所の想定と対策	25
第2節 本市の水防注意箇所	25
第3節 その他の水防注意箇所	26
第7章 水防に関連する予報・警報	
第1節 水防に関連する予報・警報の種類と発表基準	28
第8章 水防警報	
第1節 意義	36
第2節 水防警報を行う河川	36
第3節 水防警報を発する基準	36
第4節 水防警報伝達系統	37
第5節 水防警報発表受報様式	38
第9章 洪水予報	
第1節 意義	42
第2節 洪水予報を行う河川及び実施区域	42
第3節 洪水予報に関する基準地点	42
第4節 洪水予報の種類等と発表基準	43
第5節 洪水予報伝達系統	44

第10章	水位情報の周知	
第1節	意義	46
第2節	水位情報の周知を行う河川及びその区域	46
第3節	水位情報周知を行う水位観測所における基準水位	46
第4節	水位情報伝達系統	47
第11章	水防活動	
第1節	気象等の観測及び通報	50
第2節	気象等の観測場所並びに担当者	50
第3節	消防団の水防活動	51
第4節	水防巡視の時期及び措置	51
第5節	監視警戒とその処置	51
第6節	用水取水堰、排水樋門、ため池等の操作	52
第7節	水防作業	52
第8節	避難	53
第9節	協力応援	53
第10節	決壊等の通報並びに決壊後の措置	61
第11節	水防解除	61
第12章	水防訓練等	
第1節	水防訓練	63
第2節	水防標識と水防信号	63
第3節	水防報告と水防記録	64
第13章	公用負担	
第1節	公用負担権限	66
第2節	公用負担権限証明書	66
第3節	公用負担の証票	66
第4節	損失補償	66
資 料		
1	資料－1（消防団管轄区分対照図）	68
2	資料－2（水防倉庫箇所図他）	69
3	資料－3（用水取水堰・排水樋門（手動））	70
4	資料－4（公用車一覧表）	71

第1章 総 則

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）並びに愛知県水防計画の定めるところにより、市内各河川、ため池等の洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ）による水災を警戒し防御し、これによる被害を軽減することを目的として、水防に関し必要な事項及び具体的な実施要領を定め公共の安全を保持するものである。

第2節 用語の定義

1 知立市災害対策本部

災害対策基本法に基づき設置され、市の全機構を総括する構成であり、その所掌事務として水防、災害救助、災害警備、その他災害応急対策活動を包括している。

市内における水防を総括するため災害対策本部を市庁舎に置く。

2 知立市災害対策本部長

知立市長をいう。

3 水防管理団体（指定）

知立市をいう。

4 水防管理者

水防管理団体の長である知立市長をいう。

5 消防機関の長

衣浦東部広域連合消防長をいう。

6 水防警報

水防警報河川等について、国土交通省又は都道府県の機関が洪水、津波又は高潮によって災害が起こる恐れがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

* 水防警報河川等

国土交通大臣又は愛知県知事が洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じる恐れがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸をいう。

7 洪水予報

洪水予報河川について、国土交通大臣又は愛知県知事が、気象庁長官と共同して、洪水の恐れのある状況を、基準地点の水位又は流量を示して行う洪水の予報等をいう。

＊洪水予報河川

国土交通大臣又は愛知県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じる恐れがあるものとして指定した河川をいう。

8 水位情報の通知及び周知

国土交通大臣又は愛知県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた洪水特別警戒水位に達したとき、水位の通知及び周知を行う。

＊水位周知河川

国土交通大臣又は愛知県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な被害を生じるおそれがあるものとして指定した河川をいう。

＊洪水特別警戒水位

法第 13 条第 1 項第 2 項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。

第 3 節 水防の責任と義務

水防の責任と義務は、水防法により各々次のように規定される。

1 水防管理団体（知立市）の責任

- (1) 水防体制を確立すること（法第 3 条）
- (2) 水防団、消防団を整備すること（法第 5 条）
- (3) 水防倉庫の設置及び資器材の備蓄（法第 3 条）
- (4) 通信連絡系統を確立すること（法第 2 7 条、法第 2 条第 6 項）
- (5) 水位状況の関係者への通報（法第 1 2 条）
- (6) 水防団又は消防団を出動させ、又は出動の準備をさせること（法第 1 7 条）
- (7) 警戒区域を設定し、立入を禁止若しくは制限し、退去を命ずること（法第 2 1 条）
- (8) 警察官の出動を求めること（法第 2 2 条）
- (9) 他の水防管理団体への応援要請及び応援に要する費用の要請者負担（法第 2 3 条）
- (10) 決壊の通報（法第 2 5 条）
- (11) 決壊後の被害の拡大の防止（法第 2 6 条）
- (12) 水防上緊急の必要があるときの公用負担権限の行使（法第 2 8 条）
- (13) 危険が切迫しているときに必要と認める区域の居住者等に対して立退きを指示すること及びその場合当該区域を管轄する警察署長に通知すること（法第 2 9 条）
- (14) 水防に要する費用の負担（法第 4 1 条）
- (15) 法第 2 4 条により水防に従事した者に対する災害補償（法第 4 5 条）
- (16) 水防に関する報告の提出（法第 4 7 条）
- (17) 平常時における区域内の河川、遊水地、海岸等の巡視及び異常箇所の通報（法第 9 条）
- (18) 消防事務との調整（法第 5 0 条）
- (19) 水防協力団体の指定、監督（法第 3 6 条、法第 3 9 条）

- (20) 水防協力団体に対する必要な情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
 - (21) 水防計画の策定、要旨の公表、知事への届出（法第33条第1項・第3項）
 - (22) 水防活動従事者の安全への配慮（法第7条第4項）
 - (23) 毎年の水防訓練（法第32条の2）
 - (24) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
 - (25) 避難確保計画及び浸水防止計画を作成していない地下街等又は要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
- 2 市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責任
- (1) 利用者の洪水時の避難及び浸水の防止を図るために必要な訓練等に関する計画を作成すること。
（法第15条の2、法第15条の3第3項）
 - (2) 要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練、その他の措置に関する計画を作成すること（法第15条の3）
- 3 一般住民の義務
- 常に気象状況、水防状況等に注意し、水防管理者から要請があったときは水防に従事するとともに、水防管理者等から立退きの指示があったときはその指示に従うものとする。（法第24条、法第29条）

第4節 安全確保

1 安全配慮

水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。また、避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

第2章 水防組織

第2章 水防組織

第1節 災害対策本部の組織

1 知立市災害対策本部の組織及び所掌事務

知立市災害対策本部は、「知立市災害対策本部条例（昭和 45 年知立市条例第 76 号）」に基づき設置される知立市災害対策本部員、非常配備各班員及び、水防活動に特に関係の深い部課で編成し、水防業務の総括にあたる。

各部課班の所掌事務細部については、別に定める。

第2節 消防団の組織

1 消防団の組織

知立市消防団は、洪水等による風水害等が発生し、又は発生が予想される場合、警戒、防御等を行ううえで、重要な役割となる。

なお、本団及び分団の団員は次のとおりである。

分団	職別							
	団 長	副団長	分団長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	計
本 団	1	1						2
第1分団			1	1	1	3	29	35
第2分団			1	1	1	3	29	35
第3分団			1	1	1	3	29	35
第4分団			1	1	1	3	29	35
機能別分団						1	29	30
合 計	1	1	4	4	4	13	145	172

2 分担水防区域内河川（資料－1）

水防管理 区域名	対象河川名	延 長 m		警 戒 区 域	担当分団
		左 岸	右 岸		
第1分団 水防管区	2級逢妻男川	1,000	—	国道155号から山屋敷町鯖尾（第2分団管区境）まで	第1分団
	2級猿渡川	—	1,470	弘法町小針下（上重原町境）～国道419号交差下流端まで	〃
	準用御手洗川	1,228	1,228	全区間	〃
	準用山屋敷川	726	726	全区間	〃
	準用丸山川	481	481	全区間	〃

	準用長篠川	720	720	ピアゴ前北西角～長田2丁目まで	〃
小計	6 河川	4,155	4,625		
第2分団 水防管区	2級逢妻男川	2,350	1,640	左岸：牛田町下流（豊田市境）～八橋町赤羽（安城市境）まで。 右岸：八橋町山崎（豊田市境）～名鉄三河線鉄橋交差部まで	第2分団
	2級猿渡川	2,000	2,080	左岸：八ツ田町泉（第4分団管区境）～牛田町湯山（安城市境）まで 右岸：419号交差部～来迎寺町沖中（安城市境）まで	第2分団
	準用才兼川	1,299	1,299	全区間	〃
小計	3 河川	5,649	5,019		
第3分団 水防管区	2級逢妻川	810	980	左岸：逢妻女川合流点から刈谷市境まで。右岸：豊田市境から刈谷市境まで	第3分団
	2級逢妻男川	300	—	左岸：逢妻川・逢妻女川合流点～155号まで	〃
	2級水干川	650	650	左右岸とも刈谷市境～155号交差部下流端まで	〃
	準用流れ川	457	457	全区間	〃
小計	4 河川	2,217	2,087		
第4分団 水防管区	2級猿渡川	3,100	1,300	左岸：吹戸川合流点（西中町百度）～新林町立野（第2分団管区境）まで 右岸：上重原町家下（長篠川合流点）から上重原町山居下（第1分団管区境）まで	第4分団
	2級吹戸川	—	2,780	猿渡川合流点から419号交差部まで、谷田町西2丁目から谷田町丸根新切（安城市境）まで	〃
	2級割目川	2,410	2,410	全区間	〃
	準用間瀬口川	708	708	全区間	〃
	準用法真川	505	505	全区間	〃
	準用長篠川	1,905	1,505	猿渡川合流点～ピアゴ前北西角まで	〃
小計	6 河川	8,628	9,208		
合計		20,649	20,939		

【参考資料】

市内河川一覧表

河 川 名	流 路 延 長 (m)	水 系 名	河 川 法 種 別
逢 妻 川	9 8 0	境川	2級河川
逢 妻 男 川	4, 2 6 0	〃	〃 (一部豊田市内含)
水 干 川	6 5 0	〃	〃
猿 渡 川	5, 7 8 0	猿渡川	〃 (一部刈谷市内含)
吹 戸 川	2, 7 8 0	〃	〃 (一部刈谷市内含)
割 目 川	2, 4 1 0	〃	〃
小 計	1 6, 8 6 0		
流 れ 川	4 5 7	境川	準用河川
御 手 洗 川	1, 2 2 8	〃	〃
山 屋 敷 川	7 2 6	〃	〃
才 兼 川	1, 2 9 9	〃	〃
丸 山 川	4 8 1	猿渡川	〃
間 瀬 口 川	7 0 8	〃	〃
法 真 川	5 0 5	〃	〃
長 篠 川	2, 6 2 5	〃	〃
小 計	8, 0 2 9		

第3章 水防施設

第3章 水防施設

第1節 水防施設

水防倉庫及び河川倉庫は応急措置に必要な資器材を備蓄しているが、緊急事態に際しては迅速に災害対策本部に連絡の上指示を受けるものとする。

1 水防倉庫備蓄器具資材（資料－2）

（令和7年12月1日現在）

要 資 材	簡易土のう袋（枚）				500	500	500			1,500
	完成土のう（袋）				670		450			1,120
	鉄線（kg）	1	1							2
	木杭3m（本）									0
	木杭2m（本）				25		12	25		62
そ の 他 資 材	鉄杭（本）			305	50		110	100		565
	軍手	900					100	60		1,060
	たこつち（丁）			3				2		5
	掛矢（丁）	4	2	5	5	4	5	7		32
	ショベル（丁）	10	18	36	5	10	5	9	20	113
	おの（丁）		2	2						4
	のこぎり（丁）	11	4							15
	ペンチ（丁）		2	2						4
	バール（丁）		2	2						4
	シノ（丁）									0
	かま（丁）		13							13
	み（丁）		4	7		20				31
	ビニールシート（枚）	26								26
	つるはし（丁）		9	7						16
	くわ（丁）							2		2
	ハンマー（丁）大		2					1		3
	拡声器（個）	24								24
	照明具（台）	6	1							7
	発電機（台）	5	1							6
	排水ポンプ（台）		2							2
	鉄線切（丁）									0
	はしご（基）		2							2
	なわはしご（基）	2								2
	一輪車（台）	2	2	4				1	4	13
	金づち（丁）									0
	収納ボックス（箱）									0
	土のう作成器（台）									0
	トランシーバー（個）	24								24
	トラ柵		17							17
セーフティコーン		24							24	

水防倉庫の機材

器 材 名		数 量	能 力
水中ポンプ	口径 100mm	2	—/分
	口径 200mm		10.0m/分
	口径 300mm		15.0m/分
エンジン付発電機 (ポンプ用)	100mm用	2	40KVA
	200mm用		75KVA
	300mm用		40KVA
エンジン付ポンプ	口径 150mm		0.21m/分
その他			

第 4 章 通信連絡及び非常輸送

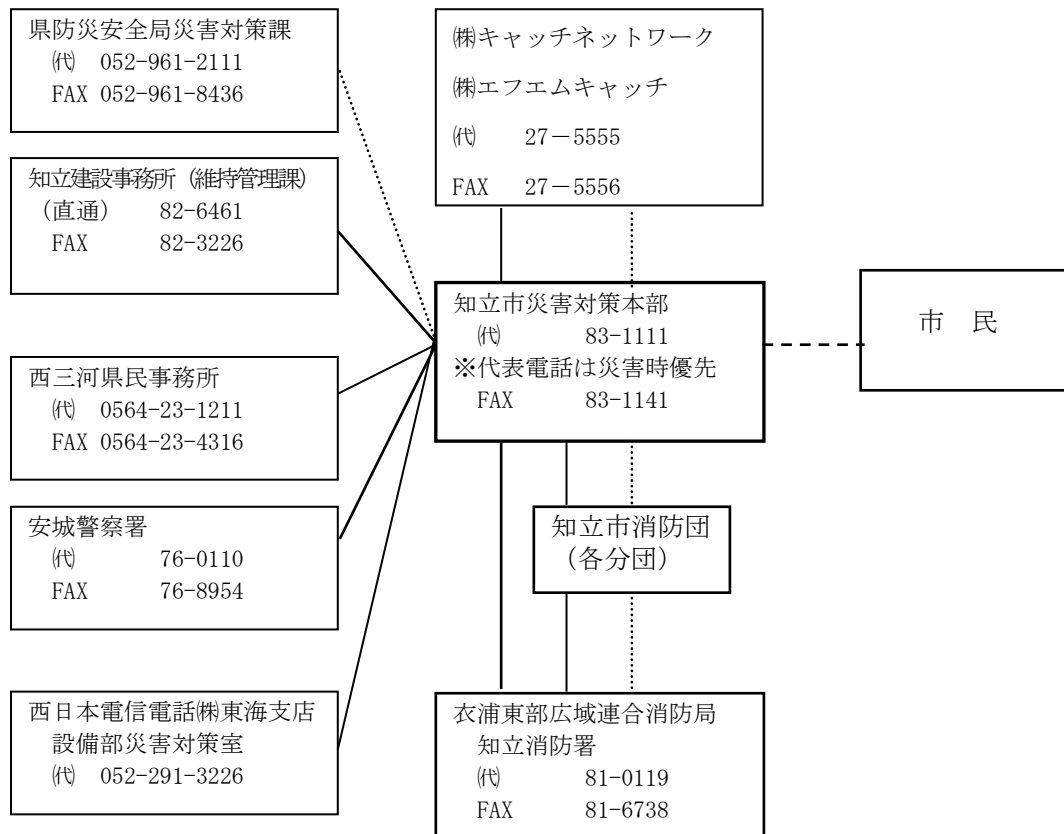
第4章 通信連絡及び非常輸送

第1節 災害対策本部の通信連絡

水防活動の根源は通信連絡の確保である。特に大災害時に発生する電話不通に際して、連絡の確実と迅速を期するため、無線施設を活用するものとする。

災害対策本部においては各部班とも通信連絡員を定め、遺漏のないようにするものとする。

1 水防時における災害対策本部の通信連絡系統図



(注) 電話連絡 ————— 無線連絡 口頭連絡 - - - - -

2 気象状況の連絡

気象情報を始め、雨量、水位、潮位その他気象状況等については知立建設事務所その他関係機関と密接な連絡をとり情報を収集し、その状況により関係者及び一般市民に通報する。

3 水位、雨量、その他水防活動上必要事項の通報（報告）

分団長から衣浦東部広域連合知立消防署（以下「知立消防署」という。）経由災害対策本部へ、災害対策本部から関係機関に対する主な通報（報告）する必要事項は次による。

- (1) 水位、雨量の観測状況
- (2) 消防団員等出勤状況

- (3) 巡視、警戒、配置完了状況
- (4) 堤防、水門、樋門、取水堰の状況
- (5) 冠水の恐れの高い場所及び被害の予想される河川等の状況
- (6) 決壊、その他事故発生状況
- (7) 水防作業開始
- (8) 災害状況
- (9) 水防警戒の解除

4 避難のための立退

洪水に伴い越水、堤防決壊により非常事態発生、避難のための立退き伝達方法は、警鐘、口頭伝達をもってするものとする。

第2節 消防団等の通信連絡

警戒又は災害出動時は、各消防団詰所等に連絡できるよう連絡先を明らかにし、連絡員を配置し災害対策本部との連絡を密にする。

その他重要水門、樋門、取水堰等には責任者を定め、口頭連絡のできる体勢とすること。

なお、一般住民に対しても連絡班を定め、口頭若しくは信号を周知徹底しておくこと。

第3節 非常輸送

1 輸送経路

水防時における輸送経路については、災害対策本部において管内各所からの通報に基づきその状況を把握し、最適な輸送経路を確保するものとする。

2 応急対策に必要な車両等

非常事態発生と共に避難のための人員輸送及び水防資器材輸送のため、迅速に災害対策本部において車両、舟艇等の確保を図り万全を期するものとする。必要に応じ衣浦東部広域連合消防局知立消防署に車両・舟艇等を要請するものとする。

なお、知立市災害対策本部の応急対策に使用する主な車両等については、市所有の公用車を優先的に使用するものとする。

第5章 非常配備体制

第5章 非常配備体制

第1節 災害対策本部の非常配備

災害対策本部は水害の防止及び軽減についての活動が、他の防災活動と一体となって迅速かつ、協力を推進できるよう「知立市地域防災計画」に基づく非常配備の体制を整える。

1 非常配備の時期

予想される災害の規模、あるいは災害が発生した場合の被害の程度により、災害対策本部職員の動員配備について次のような基準を設ける。

種別	配備時期	配備内容	摘要
第1非常配備 (注意体制)	1 次の各注意報の一以上が知立市に発表されたとき。 (1)大雨注意報 (2)洪水注意報 2 市に関係する河川水位が氾濫注意水位（警戒レベル2相当）を超え、今後も水位が上昇すると予想されるとき。 3 避難情報（高齢者等避難等）を発表する見込みで事前準備が必要なとき。 4 その他必要により市長が当該非常配備を指令したとき。	主として情報収集活動を行い、必要に応じて初動対応を実施する。 状況によりさらに高度の配備体制に移行できる体制とする。	災害対策本部は事態の推移により設置
第2非常配備 (警戒体制)	1 次の各警報の一以上が知立市に発表されたとき。 (1)大雨警報 (2)暴風警報 (3)洪水警報 2 市に関係する河川水位が避難判断水位（警戒レベル3相当）に達し、今後も水位上昇が予想されるとき。 3 避難情報（高齢者等避難等）を発表したとき。 4 その他必要により市長が当該非常配備を指令したとき。	情報収集及び応急対策を行う。 災害に対する警戒態勢をとるとともに、併せて小災害が発生した場合に対処するもので、事態の推移に伴い速やかに第3非常配備に切り替えるものとする。	災害対策本部は事態の推移により設置
第3非常配備 (非常体制)	1 次の各特別警報の一以上が知立市に発表されたとき。 (1)大雨特別警報 (2)暴風特別警報 2 市内全域にわたって風水害が発生すると予想される場合、全域でなくとも被害が特に甚大	別途定めた所用の人員をもって当たる。 状況によっては全職員で対応する体	災害対策本部設置

	<p>と予想される場合、又は市に関係する河川で氾濫発生情報（警戒レベル5相当）を発表した場合において市長が当該非常配備を指令したとき。</p> <p>3 予想されない重大な災害が突発したとき。</p>	<p>制とする。</p>	
--	--	--------------	--

2 非常連絡

災害の発生が予想される場合、あるいは災害が発生した場合、災害応急措置を迅速、かつ的確に実施するため、災害対策本部の組織体制が確立できるように職員の動員を図るため、伝達系統及び伝達方式ならびに連絡責任者を具体的に定めておくものとする。

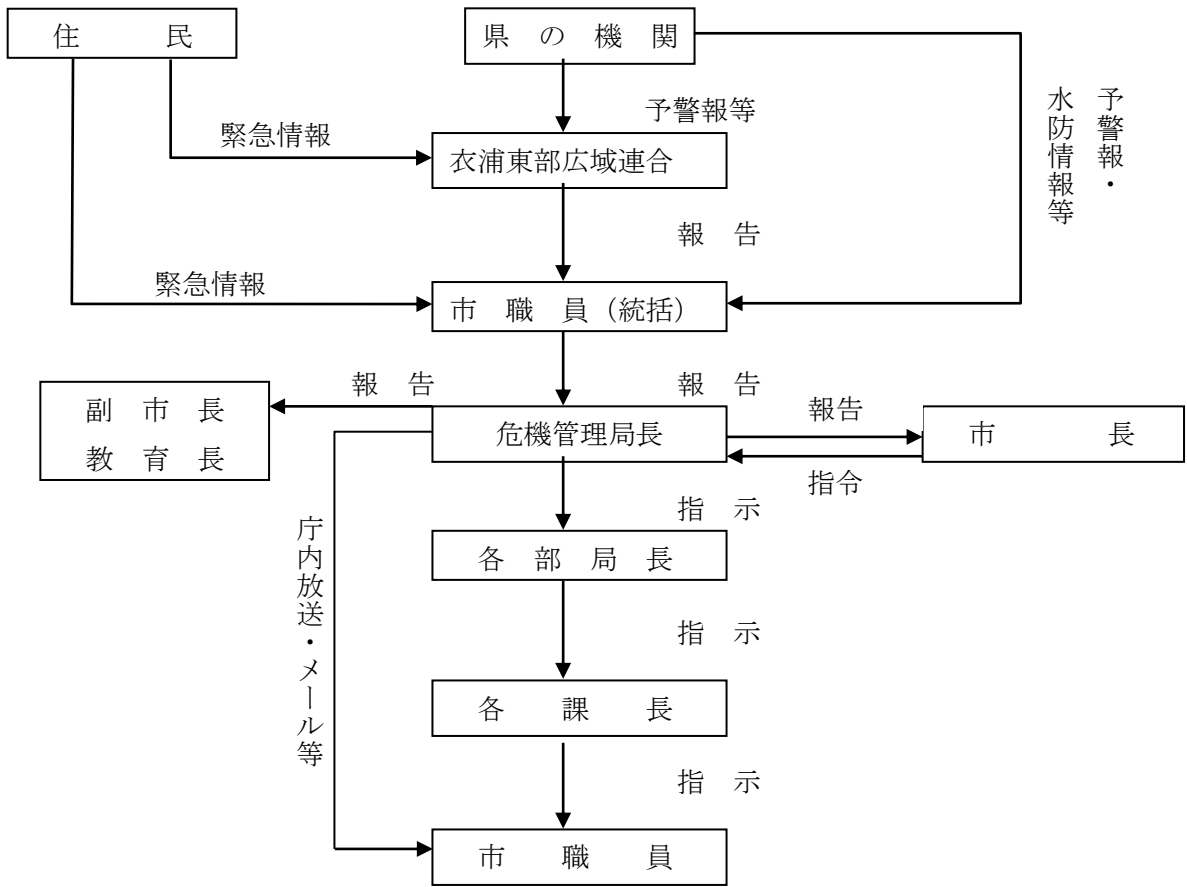
(1) 平常執務時の場合

危機管理局長は、気象台等関係機関から災害発生の恐れのある気象情報・水防情報、又は異常現象の恐れのある情報の通報を収受した場合、あるいは災害が発生し直ちに応急措置を実施する必要があると市長が認めた場合には、各指揮者（課長）に対し庁内放送又は電話等により気象予警報等の種類及び非常配備の種別を伝達するものとする。

設置基準に基づき、災害対策本部が設置された場合は、本部長の指示により、第一非常配備体制あるいは周囲の状況によっては第二非常配備体制さらに緊急事態に備えて職員を待機させる第三非常配備体制を指令するものとする。

この場合各部局長は、直ちに登庁するものとともに、必要により所属職員に連絡し指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他応急措置を実施する体制を整備確立するものとする。

平常執務時伝達系統図



(2) 休日又は勤務時間外の場合

別途定めた非常配備編成表に基づく指揮者は、自班の順番や所属の各班員の住所及び連絡方法を把握しておき、直ちに動員できるよう措置するものとする。

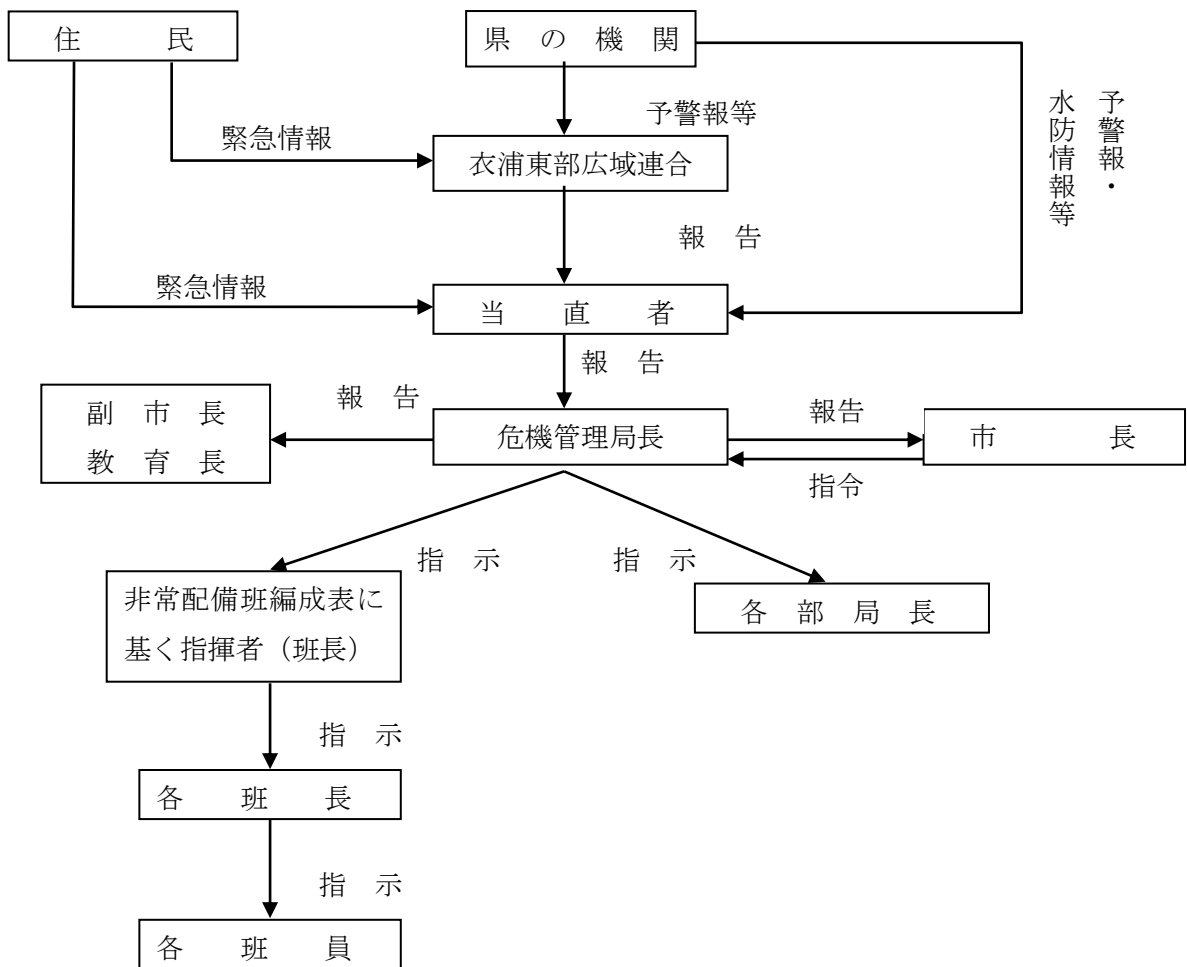
当直者は、次に掲げる情報を察知したときは、危機管理局长に連絡し、危機管理局长は市長に連絡して指示をあおぎ、必要に応じて非常配備編成表の関係者に連絡するものとする。

ア 災害発生の恐れのある気象情報・水防情報等が関係機関から通報され、又は自ら覚知し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められたとき。

イ 災害が発生し緊急に応急措置を実施する必要があると認められたとき。

ウ 災害発生の恐れのある異常現象の通報があったとき。

退庁後等の伝達系統図



3 職員の非常登庁

職員は、休日又は勤務時間外等において非常配備のための登庁の指示を受けたとき、または、災害の発生あるいは災害発生の恐れのある情報を察知したときは、災害の状況により所属長と連絡の上又は自らの判断により速やかに登庁するものとする。

道路等の被災により、定められた災害応急対応活動につくことが不可能な場合においても、次によって災害応急対策活動に従事する。

- (1) 通信連絡により、災害対策本部の指示を受けること。
- (2) 前記の措置が不可能な場合は、もよりの市施設に参集すること。
- (3) 本庁以外の施設にあっては、登庁した職員のうち最上位の職にあるものを長とし、地域の被災状況、登庁職員等を報告するとともに、本部の指示により活動するものとする。

4 非常配備員の留意事項

- (1) 非常配備員は、全力を挙げて分担任務に努めなければならない。
- (2) 非常配備の要員は、自班の当番時期が近づいたときは常に気象状態に注意し、いつでも直ちに

非常配備に即応した配備に就くことができるよう注意しなければならない。

- (3) 非常配備の要員は、非常配備体制が想定される場合は、自らの配備時期を確認するとともに、不急の外出は避け連絡等が出来る体制をもって、待機しなければならない。

5 非常配備の解除

- (1) 非常配備の解除については、災害が発生する恐れが解消し、被害が生じなかったとき、又は被害の程度が軽微であるとき。
- (2) 災害応急対策が概ね完了したとき。

第2節 消防団の非常配備

消防団の非常配備体制は災害対策本部長の指示によって消防団長が非常配備に就かせるのが原則であるが、特に緊急の場合は消防団長の判断により非常配備体制に就かせることができる。この場合災害対策本部長に出動状況を報告するものとする。

1 各分団の配備基準

(1) 出動準備

水防資器材の点検、整備、電話連絡等を行う体制をとる。

- ア 気象予警報、洪水予報の発令により洪水の危険が予想されるとき。
- イ 本市水防計画に定める警戒水位（氾濫注意水位）に達する恐れがあるとき。
- ウ その他災害対策本部長が必要と認めたとき。

(2) 出 動

水防警戒、水防活動にあたる体制をとる。

- ア 気象予警報、洪水予報、水防情報の発令により洪水による危険が切迫したとき。
- イ 堤防の漏水及び破綻の危険を感知又は予測したとき。
- ウ 本市水防計画に定める避難判断水位（特別警戒水位）に達し危険の恐れがあるとき。
- エ その他災害対策本部長が必要と認めるとき。

2 配備上の留意事項

- (1) 非常配備出動は、災害対策本部からの電話連絡等により伝達等を行うが、連絡がなくても各団員は任務の重大なるに鑑み、常に気象状況等の変化に注意し自発的に巡視警戒し、水防活動の遂行に支障を来さないようにしなければならない。
- (2) 出動した消防団員は、災害対策本部、消防団長及び本計画に基づき、災害対策本部及び消防団長の命令により出動する。また、本部から派遣された職員との連携を図り業務を遂行するものとする。

- (3) 出動指令による各分団の集合場所は、消防団詰所とし、常に各種情報の連絡ができるようにするものとする。

第6章 重要水防箇所

第6章 重要水防箇所

第1節 重要水防箇所の想定と対策

本市内河川の水防上、重要水防箇所は次のとおりである。(資料-2)

番号	水系名	河川名等	堤防等	延長(m)	区間	重要度	理由	水防工法	担当分団
1	猿渡川	猿渡川	左岸	100	5.3k+50m~5.4k+50m 知立市上重原町(新幹線)	B	堤防断面不足	積土のう工	第4分団
2	猿渡川	猿渡川	右岸	660	7.9k~8.5k+60m 知立市昭和1丁目~知立市牛田町	B	水衝部護岸老朽	木流し工	第2分団
3	猿渡川	猿渡川	左岸	300	8.3k~8.6k 知立市昭和1丁目	B	〃	〃	〃

第2節 本市の水防注意箇所

本市の水防上注意すべき箇所は次のとおりである。

(1) 水門・取水堰・排水樋管等(資料-3)

図面対象番号	河川名	名称	所在地	構造	管理者
1	水干川	本田取水堰	西町本田	手動式スルースゲート	配水総代
2	御手洗川	山屋敷 〃	山屋敷町見社	電動式転倒堰・手動式取水樋管	〃
3	御手洗川	見社取水樋管	山屋敷町見社	手動式取水樋管	〃
4	猿渡川	家下排水樋門	上重原町家下	手動式スルースゲート	知立市
5	猿渡川	下伊勢排水樋門	上重原町下伊勢	手動式スルースゲート	〃
6	猿渡川	川向排水樋門	上重原町川向	手動式スルースゲート	〃
7	吹戸川	跡落排水樋門	西中町跡落	手動式スルースゲート	〃

第3節 その他の水防注意箇所

本市河川・道路の水防上注意箇所は次のとおりである。

(1) 河川・道路（資料－2）

番号	水系名	河川名等	堤防等	延長(m)	区間	重要度	理由	水防工法	担当分団
1	猿渡川	猿渡川	右岸	1,770	弘法町小針下（第4分団区域界）～国道419号交差点まで	A	河川断面不足	積土のう工	第1分団
2	猿渡川	猿渡川	道路	1,570	弘法町小針下市道弘法町6号、弘法上重原2号、弘法町7号、8号、9号、10号	A	道路冠水	通行止め	〃
3	境川	逢妻男川	道路	630	国道419号名鉄三河線アンダー部	A	道路冠水	通行止め	第2分団
4	逢妻川	逢妻男川	道路	120	国道419号名鉄本線アンダー部	A	道路冠水	通行止め	第2分団
5	境川	逢妻川	左岸 右岸	810 980	左右岸とも刈谷市境～逢妻男川・逢妻女川合流点まで	A	河川断面不足	積土のう工	第3分団
6	境川	水干川	左岸 右岸	650 650	左右岸とも刈谷市境～国道155号交差点まで	A	疎通能力不足	積土のう工	〃
7	境川	逢妻川	道路	400	逢妻町金山・八幡地区（豊田市境まで）	A	道路冠水	通行止め	〃
8	猿渡川	猿渡川	左岸 右岸	800 1,300	上重原町中田・新林町欠藪地内 刈谷市境～上重原町山居下（第1分団管区境）まで	A	河川断面不足	積土のう工	第4分団
9	猿渡川	吹戸川	右岸	200	吹戸橋～上流200m、419号下流100m	A	河川断面不足	積土のう工	〃
10	猿渡川	吹戸川	道路	220	吹戸橋～牛田西中線まで	A	道路冠水	通行止め	〃
11	猿渡川	猿渡川	道路	1,770	上重原町家下、下伊勢、上伊勢、山居下地内市道弘法上重原2号、土地改良道路、西中町天神地内市道西中町14号線	A	道路冠水	通行止め	〃

第7章 水防に関する予報・警報

第7章 水防に関連する予報・警報

第1節 水防に関連する予報・警報の種類と発表基準

1 気象及び洪水についての予報・警報（名古屋地方気象台発表）

種 類		発 表 基 準
注 意 報	大雨注意報	大雨による災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。（別表1参照） 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨により河川が増水し、災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。（別表2参照） 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	高潮注意報	台風や低気圧などによる海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスクを再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等が避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。なお、夜間から翌日早朝までに高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル4に相当する。
警 報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は高齢者等が避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。（別表3参照）
	洪水警報	河川の上流域での降雨により河川が増水し、重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。（別表4参照） 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。
特 別 警 報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。（別表5参照） 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に

		相当する。
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。（別表5参照）
気象情報	全般気象情報（気象庁発表） 東海地方気象情報 愛知県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予報、防災上の注意を解説する場合等に発表される。 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する愛知県気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。
	記録的短時間大雨情報（気象庁発表）	県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。 この情報が発表されたときは、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については「キキクル（危険度分布）」で確認する必要がある。愛知県の雨量による発表基準は、1時間雨量100mm以上の降水が観測又は解析されたときである。
	竜巻注意情報（気象庁発表）	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、気象庁から愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、気象庁から愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。
	早期注意報情報（警報級の可能性）	5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（愛知県は東部と西部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（愛知県）で発表される。大雨、高潮に関して、5日先までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

注) 1 発表基準欄に記載した数値は、愛知県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調

査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

- 2 注意報・警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表される時は、それまで継続中の注意報、警報は自動的に解除または更新されて、新たな注意報、警報に切り替えられる。
- 3 地面現象注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に、地面現象警報及び浸水警報は、その警報事項を気象警報に含めて行う。
- 4 地震の被災地等に対する二次災害防止のため、現象の強さが基準に達しないと予想される場合でも、警報、注意報を発表することがある。

2 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等の種類と概要

種 類	概 要
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりを、地図上で1km 四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測値を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりを、地図上で河川流路を概ね1km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

別表1 西三河南部地域 大雨注意報発表基準

令和6年5月23日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
西三河南部	岡崎市	12	112
	碧南市	13	109
	刈谷市	15	138
	安城市	10	110
	西尾市	9	108
	知立市	16	142
	高浜市	14	137
	幸田町	13	112

別表2 西三河南部地域 洪水注意報発表基準

令和5年6月8日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
西三河南部	岡崎市	広田川流域=18.4, 鹿乗川流域=6, 乙川流域=22.7, 占部川流域=8.1, 砂川流域=3.9, 伊賀川流域=7.4	広田川流域=(5, 18.4), 鹿乗川流域=(5, 4.6), 乙川流域=(7, 22.7), 占部川流域=(5, 7.7), 砂川流域=(9, 3.8), 矢作川流域=(10, 70)	矢作川[高橋・岩津]
	碧南市	蜷川流域=8.4, 長田川流域=8.3	蜷川流域=(6, 8), 長田川流域=(6, 5.1)	矢作川[米津]
	刈谷市	猿渡川流域=13.1, 発杭川流域=7.4	猿渡川流域=(7, 12.9), 発杭川流域=(7, 7.4), 境川流域=(7, 21.6), 逢妻川流域=(7, 19)	愛知県境川水系 境川・逢妻川[泉田・一ツ木逢妻川]
	安城市	鹿乗川流域=9.6, 西鹿乗川流域=6, 猿渡川流域=10.6, 長田川流域=8.1, 半場川流域=5.3	鹿乗川流域=(5, 9.6), 西鹿乗川流域=(5, 4.9), 猿渡川流域=(5, 10.6), 長田川流域=(7, 4.3), 半場川流域=(8, 4.9)	矢作川[岩津]
	西尾市	矢作古川流域=4.2, 北浜川流域=9.2, 広田川流域=19.2, 矢崎川流域=7.1, 朝鮮川流域=5.7	北浜川流域=(5, 8), 矢崎川流域=(5, 6.8), 朝鮮川流域=(5, 5.7), 矢作川流域=(5, 74.5)	矢作川[岩津・米津]
	知立市	猿渡川流域=9	猿渡川流域=(12, 9), 逢妻川流域=(8, 19.6)	愛知県境川水系 境川・逢妻川[一ツ木逢妻川]
	高浜市	稗田川流域=5	稗田川流域=(7, 5)	—
	幸田町	広田川(永野)流域=18.3, 須美川流域=3.5, 広田川(町役場付近)流域=8.8, 相見川流域=6.9	須美川流域=(6, 3.3), 広田川(町役場付近)流域=(6, 8.6), 相見川流域=(6, 6.6)	—

別表3 西三河南部地域（市部） 大雨警報基準

令和6年5月23日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
西三河南部	岡崎市	25	165
	碧南市	23	161
	刈谷市	24	204
	安城市	25	162
	西尾市	22	159
	知立市	25	—
	高浜市	23	202
	幸田町	24	165

別表4 西三河南部地域（市部） 洪水警報基準

令和6年5月23日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
西三河南部	岡崎市	広田川流域=23, 鹿乗川流域=7.5, 乙川流域=28.4, 占部川流域=10.2, 砂川流域=4.8, 伊賀川流域=9.3	広田川流域=(7, 20.7), 鹿乗川流域=(7, 5.1), 乙川流域=(17, 25.5), 占部川流域=(7, 8.5), 砂川流域=(19, 4.3), 矢作川流域=(10, 78.7)	矢作川[高橋・岩津]
	碧南市	蜷川流域=10.5, 長田川流域=10.4	蜷川流域=(10, 10.1), 長田川流域=(18, 5.7)	矢作川[岩津・米津]
	刈谷市	猿渡川流域=16.4, 発杭川流域=9.3	発杭川流域=(12, 9.2), 境川流域=(12, 24.3)	矢作川[高橋・岩津], 愛知県境川水系 境川・逢妻川[泉田・一ツ木逢妻川]
	安城市	鹿乗川流域=12, 西鹿乗川流域=7.5, 猿渡川流域=13.3, 長田川流域=10.2, 半場川流域=6.7	鹿乗川流域=(8, 10.8), 西鹿乗川流域=(8, 6.9)	矢作川[高橋・岩津・米津]
	西尾市	矢作古川流域=5.3, 北浜川流域=11.6, 広田川流域=24, 矢崎川流域=8.9, 朝鮮川流域=7.2	北浜川流域=(7, 8.9), 矢崎川流域=(8, 7.5)	矢作川[岩津・米津]
	知立市	猿渡川流域=11.3	猿渡川流域=(12, 10.1), 逢妻川流域=(12, 22.1)	矢作川[高橋・岩津], 愛知県境川水系 境川・逢妻川[一ツ木逢妻川]
	高浜市	稗田川流域=6.6	稗田川流域=(11, 5.9)	矢作川[岩津・米津]
	幸田町	広田川(永野)流域=22.9, 須美川流域=4.3, 広田川(町役場付近)流域=11.1, 相見川流域=8.7	須美川流域=(10, 3.7), 広田川(町役場付近)流域=(10, 9.9), 相見川流域=(10, 7.8)	矢作川[岩津]

別表 5

「数十年に一度」の現象に相当する指標は以下の表に記載する。

・大雨特別警報（警戒レベル 5 相当）の指標

大雨特別警報（土砂災害）の場合

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数^{※1}の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる 1km 格子が概ね 10 格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨^{※3}がさらに降り続けると予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。

大雨特別警報（浸水害）の場合

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（※4）がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表する。

①表面雨量指数（※2）として定める基準値以上となる 1 km格子が概ね 30 格子以上まとまって出現。

②流域雨量指数（※3）として定める基準値以上となる 1 km格子が概ね 20 格子以上まとまって出現。

※1 土壌雨量指数：降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

※2 表面雨量指数：降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを数値化したもの。

※3 流域雨量指数：降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ出る量を示す指数

※4 激しい雨：1 時間に概ね 30mm 以上の雨。

・台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する※。

※台風については、指標の中心気圧又は最大風速を保ったまま中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における高潮警報を特別警報として発表する。温帯低気圧については、指標の最大風速と同程度の風速が予想される地域における高潮警報を特別警報として発表する。

別表 1～別表 5 の見方

(1) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準※は、市町村等の域内において単一の値をとる。

(2) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準※は1km 四方毎に設定している。別表1 及び3 において、土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準の最低値を示す。

(3) 別表2 及び4 において、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数※30 以上」を意味する。

(4) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表 2 及び 4 の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示す。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表す。

- (5) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示す。
- (6) 別表2 及び4 の、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報、または、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

<参考>

表面雨量指数：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

土壌雨量指数：降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

流域雨量指数：河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

第8章 水 防 警 報

第8章 水防警報

第1節 意義

指定河川、海岸について国土交通大臣又は知事が洪水又は高潮により災害が起こるおそれがあると認められたとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表であり、水防管理団体の水防活動に指針を与えることを本質としている。（法第16条第1項）

第2節 水防警報を行う河川

知事が水防警報を行う河川とその区域

(1) 降雨等による河川の洪水又は海岸の高潮に関する区域

河川名	区 域
逢妻川	逢妻男川・逢妻女川合流点から海まで

(2) 津波に関する区域

津波河川遡上の可能性がある県管理河川

市町村名	河川名
知立市	猿渡川

注) 津波による遡上の可能性があるのみで、直ちに浸水するおそれがあるものではない。
今後、被害予測分析等により修正予定。

第3節 水防警報を発する基準

1 水防警報の対象水位観測所及び発表基準

(1) 知事が水防警報を行う河川 ※T.P.は、東京湾中等潮位（平均潮位）を表す。

河川名	観測所名	所在地 (位置)	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	出動水位	氾濫危険 水位	堤防高
逢妻川	一ツ木逢妻川	刈谷市一ツ木町 【左岸河口から8.45km】	T.P. 2.70	T.P. 3.35	T.P. 3.90	T.P. 4.80	T.P. 5.90

〈参考〉

河川名	観測所名	所在地	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	出動水位	氾濫危険 水位	堤防高
逢妻川	西町逢妻川	知立市西町宮後	T.P. 3.60	T.P. 4.25	T.P. 4.85	T.P. 6.00	T.P. 7.20

(2) 知事が津波による水防警報を行う河川

気象庁が「愛知県外海」又は「伊勢・三河湾」に「津波注意報」、「津波警報」又は「大津波警報」を発表した場合

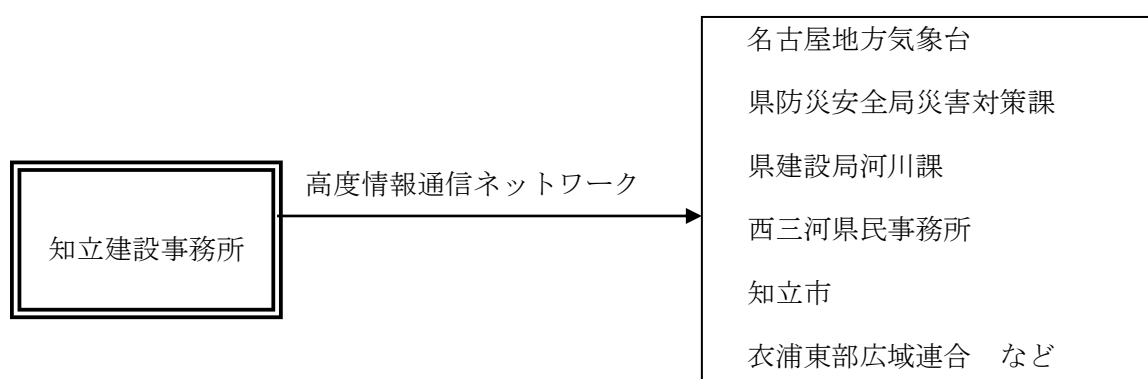
2 水防警報の段階と内容

段 階	内 容
準 備	氾濫注意水位（警戒水位）を超過し、水防資材の整備点検、水門等の開閉準備、幹部員の出動を通知するもの。
出 動	出動水位を超過し、消防団員等の出動を通知するもの。
情 報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの。
解 除	水防活動の終了を通知するもの。

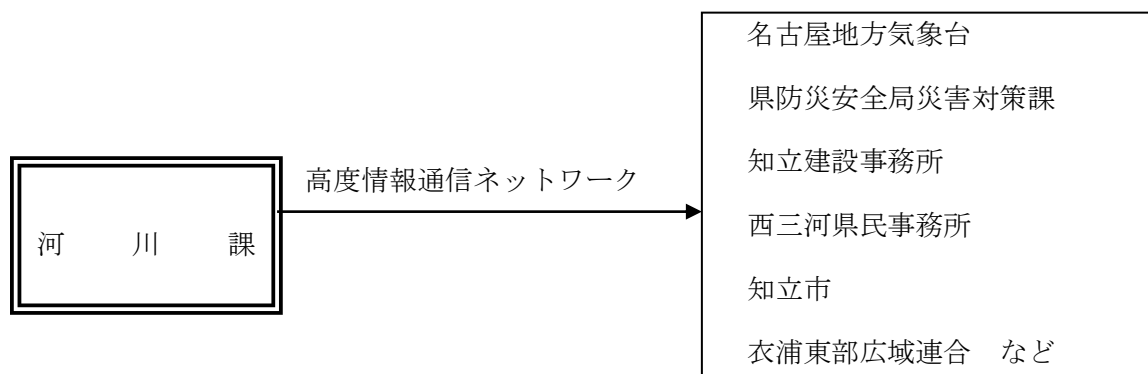
第4節 水防警報伝達系統

知事が水防警報を行う河川

1 境川及び逢妻川



2 津波水防警報



第5節 水防警報発表受報様式

(1) 津波水防警報発表受報様式

愛知県＜津波＞水防警報 第___号

令和___年___月___日___時___分

愛知県水防本部長発表

気象庁は、___月___日___時___分に

愛知県外海	津波注意報
	津波警報
	大津波警報
伊勢・三河湾	津波注意報
	津波警報
	大津波警報

を

発 表
解 除

 しました。

1	<p>沿岸部及び河川河口部では、津波による急激な潮位・水位上昇のおそれがあります。 本地区の水防団等は、気象庁・名古屋地方気象台の地震・津波情報に留意し、安全を確保できると判断される範囲で水防活動に従事してください。 (安全が確保できない場合は待機・避難すること) なお、今後とも気象庁の発表する地震・津波情報に十分に注意し、万全を期すとともに嚴重に警戒してください。</p>
2	<p>したがって、同地域の「津波水防警報」を解除します。</p>

受報日時	受報者
月 日 時 分	

津波到達までに時間的余裕がある場合は、以下の情報も送付する

県内の津波到達予想時刻、予想される津波の高さ、各地点の満潮位は次のとおりです。

○津波到達予想時刻

津波予報区	月 日	時 刻
伊勢・三河湾	月 日	時 分
愛知県外海	月 日	時 分

○予想される津波の高さ

津波予報区	予想される高さ
伊勢・三河湾	m
愛知県外海	m

○各地点の満潮位

予報区	地 点	月 日	時 刻
伊勢・三河湾	名古屋港	月 日	時 分
		月 日	時 分
	衣浦港	月 日	時 分
		月 日	時 分
三河港	月 日	時 分	
	月 日	時 分	
一色	月 日	時 分	
	月 日	時 分	
愛知県外海	赤羽根	月 日	時 分
		月 日	時 分

(2) 河川水防警報知事発表様式

川	準備・出動・情報・解除	水防警報 第 号
		愛知県 建設事務所 発表 令和 年 月 日 時 分
(現況)	1-1	時 分現在 水位観測所では mで、 水位 、 上昇している。
	1-2	水位観測所では最高水位に達したと思われる。
	1-3	水位観測所の水位は、 時 分の mを最高とし、 下降している。
	1-4	時 分現在 水位観測所の水位は、 水位を下回り、 下降している。
	2	上流の ダムの放流量は 時 分現在 m ³ /sである。
	3	流域の雨量は、 時現在 観測所で mmに達している。
	(予想)	4
5		時 分発表の 洪水予報 号によれば、 水位観測所 の水位は 時に mになる見込み。
(被害)	6	地先では浸水が発生しているとの情報がある。
	7	
(指示)	8	本地区の水防団は されたい。
	9	本地区の水防警報を解除する。
(補足)	10	

水防警報・洪水予報の発表状況		月 日 時 分時点の水位(量水標の読み m)							
		観測所	現在水位	水防団 待機 (通報) 水位	注意 注意 (警戒) 水位	出動 水位	避難判断 水位	避難 危険 水位	計画高 水位
洪水 予報	川								
水防 警報									

(注意事項)
 ・水位の情報は最新のものを確認すること
 インターネット <https://www.river.go.jp/>
<https://www.kasen-aichi.jp/>
 ・河川施設に異常を発見したら、問い合わせ先に連絡すること

問合せ先
 愛知県 ○○建設事務所
 ○○課 0XXX-XX-XXXX

第9章 洪水予報

第9章 洪水予報

第1節 意義

あらかじめ指定した河川について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき、国土交通大臣又は知事と気象庁長官が共同して、その状況を関係機関及び一般に周知する目的で行う予報である。

(法第10条第2項・第11条第1項、気象業務法第14条の2第2項・第3項)

第2節 洪水予報を行う河川及び実施区域

知事が指定した河川

河川名	区 域	指定日 ()内は水位周知河川に 指定された時期
逢妻川	左右岸 逢妻女川・逢妻男川合流点から海まで	平成20年6月1日 (平成18年6月1日)

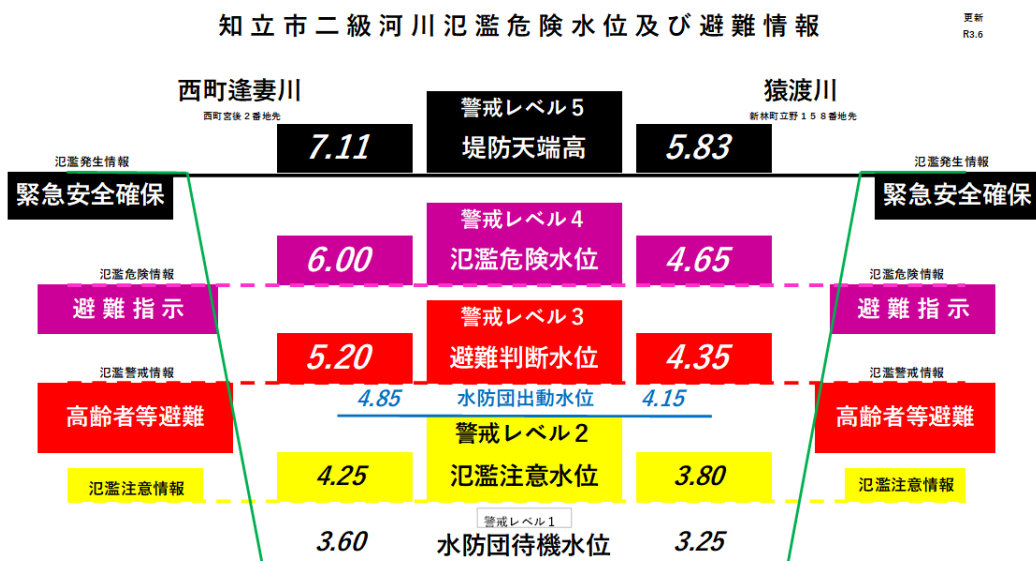
第3節 洪水予報に関する基準地点

知事が指定した河川

河川名	基準地点	所在地	水防団待機水位 m	氾濫注意水位 m	避難判断水位 m	氾濫危険水位 m
逢妻川	一ツ木逢妻川	刈谷市一ツ木町 西田60-1 (河口から8.45km)	T.P. 2.70	T.P. 3.35	T.P. 4.00	T.P. 4.80
	西町逢妻川	西町宮後	(TP. 3.60)	(TP. 4.25)	(TP. 5.20)	(TP. 6.00)

※ T.P. は、東京湾中等潮位（平均潮位）を表す。()書きは参考水位

避難判断水位のイメージ図



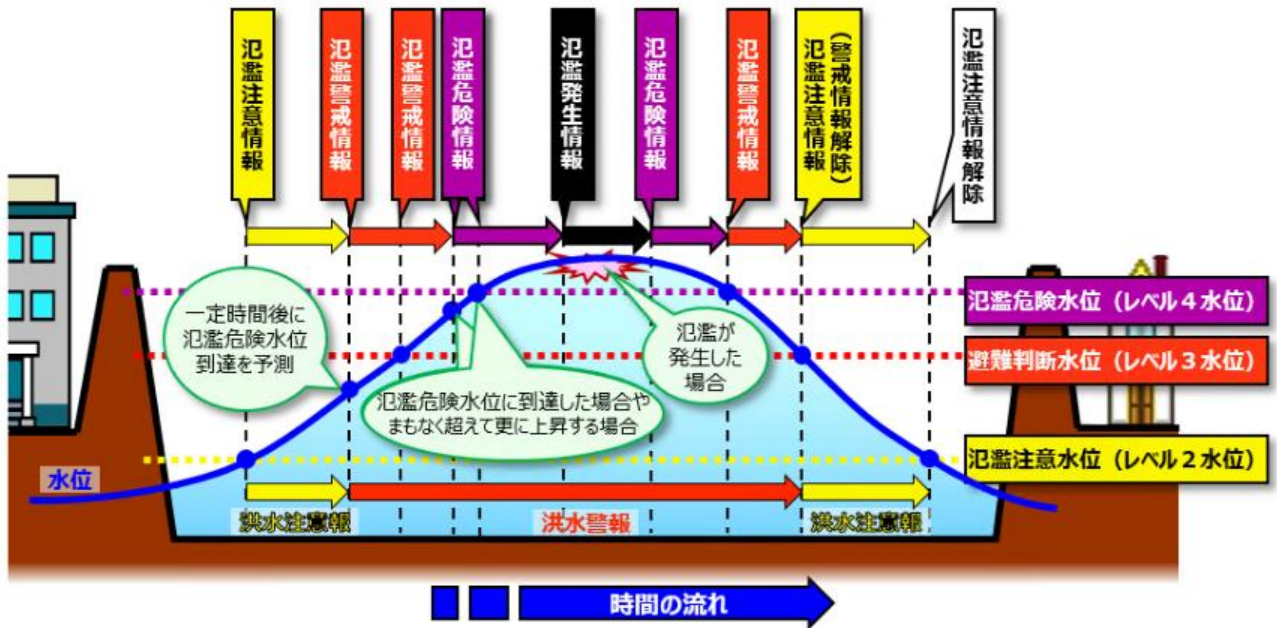
第4節 洪水予報の種類等と発表基準

境川及び逢妻川

種類	情報名	発表基準
「洪水警報（発表）」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」 【警戒レベル5相当 情報（洪水）】	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」 【警戒レベル4相当 情報（洪水）】	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」 【警戒レベル3相当 情報（洪水）】	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
「洪水注意報（発表）」 又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」 【警戒レベル2相当 情報（洪水）】	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報 （警戒解除）」	「氾濫注意情報 （警戒解除）」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意解除」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

注1：予報区域で複数の基準観測所がある場合（日光川及び境川・逢妻川）は、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表（切替を含む。）を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、酒類及び情報名を選定するものとする。

注2：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まった判断できる場合には、双方が協議したうえで、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

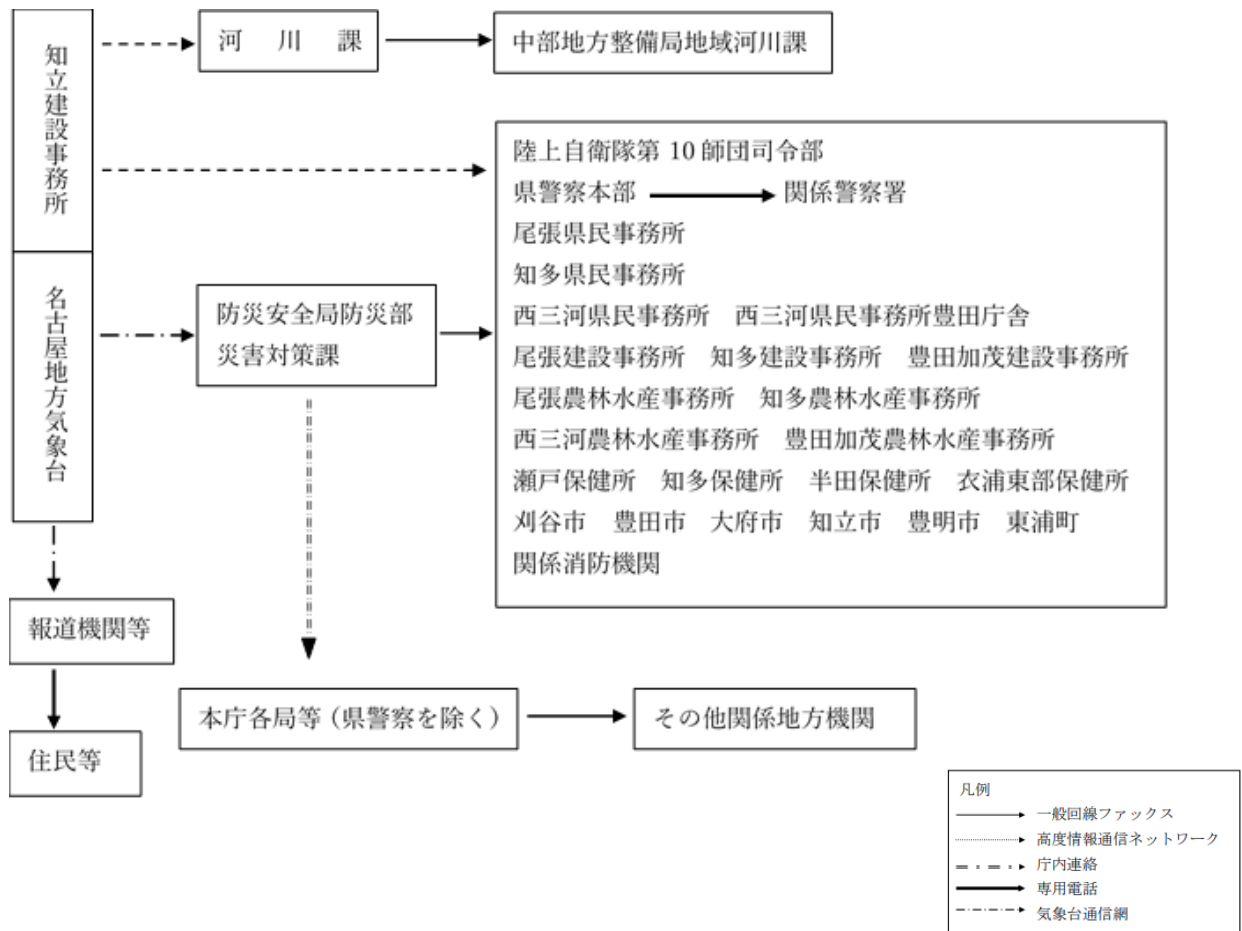


気象庁ウェブサイト (<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/bosai/flood.html>) より

第5節 洪水予報伝達系統

知事が指定した河川

境川及び逢妻川



第 1 0 章 水位情報の周知

第10章 水位情報の周知

第1節 意義

1 河川の水位情報の周知

国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により重大又は相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定した河川（水位周知河川）について、洪水特別警戒水位等を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を関係者（知事、水防管理者、量水標管理者）に通知するとともに、一般に周知させるもの。（法第13条第1項・第2項・第3項）

洪水特別警戒水位は市町村が行う避難情報の目安となるもので、住民等の避難に資する洪水情報を的確に提供するために定められる性格のものである。

2 高潮の水位情報の周知

知事が、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸（水位周知海岸）について、高潮特別警戒水位を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を関係者（水防管理者、量水標管理者）に通知するとともに、一般に周知させるもの。（法第13条の3）

第2節 水位情報の周知を行う河川及びその区域

知事が指定した河川

河川名	指 定 区 域 (起点～終点)	指定日
猿渡川	八ツ田橋から海まで L = 7.95 km	平成21年6月1日

第3節 水位情報周知を行う水位観測所における基準水位

知事が指定した河川

1 基準観測所の基準水位

河川名	観 測 所 名	水防団 待機 水位	氾濫注意 水位	出動 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	発表者
猿渡川	猿 渡 川 新林町立野、(左岸 6.95km)	T.P. (3.25)	T.P. (3.80)	T.P. (4.15)	T.P. (4.35)	T.P. (4.65)	知立建設 事務所長

※ T.P. は、東京湾中等潮位（平均潮位）を表す。

※ () 書きは、参考水位である。堤防高は計画上の高さを示す。

2 基準水位の読替え表

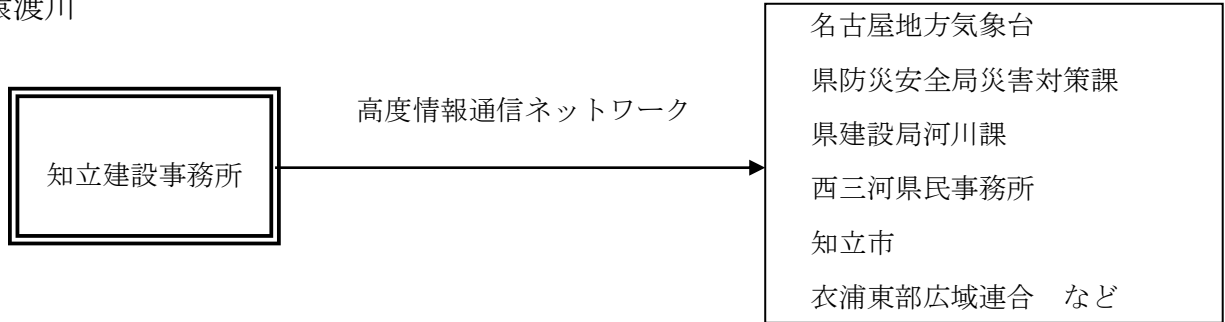
基準観測所の水位計が被災等により正常に水位を観測することができない場合は、近傍の危機管理型水位計の水位により、水位周知を行う。基準観測所と危機管理型水位計の対応関係及び危機管理型水位計地点における基準水位は下表による。

河川名	観測所名	基準水位 (m)					発表者
		水防団 待機 (通報)	氾濫注意 (警戒)	出動	避難判断	氾濫危険 (洪水特 別警戒)	
猿渡川	猿渡川	3.25	3.80	4.15	4.35	4.65	知立建設 事務所
	六反橋	-2.65	-2.10	-1.75	-1.55	-1.25	

第4節 水位情報伝達系統

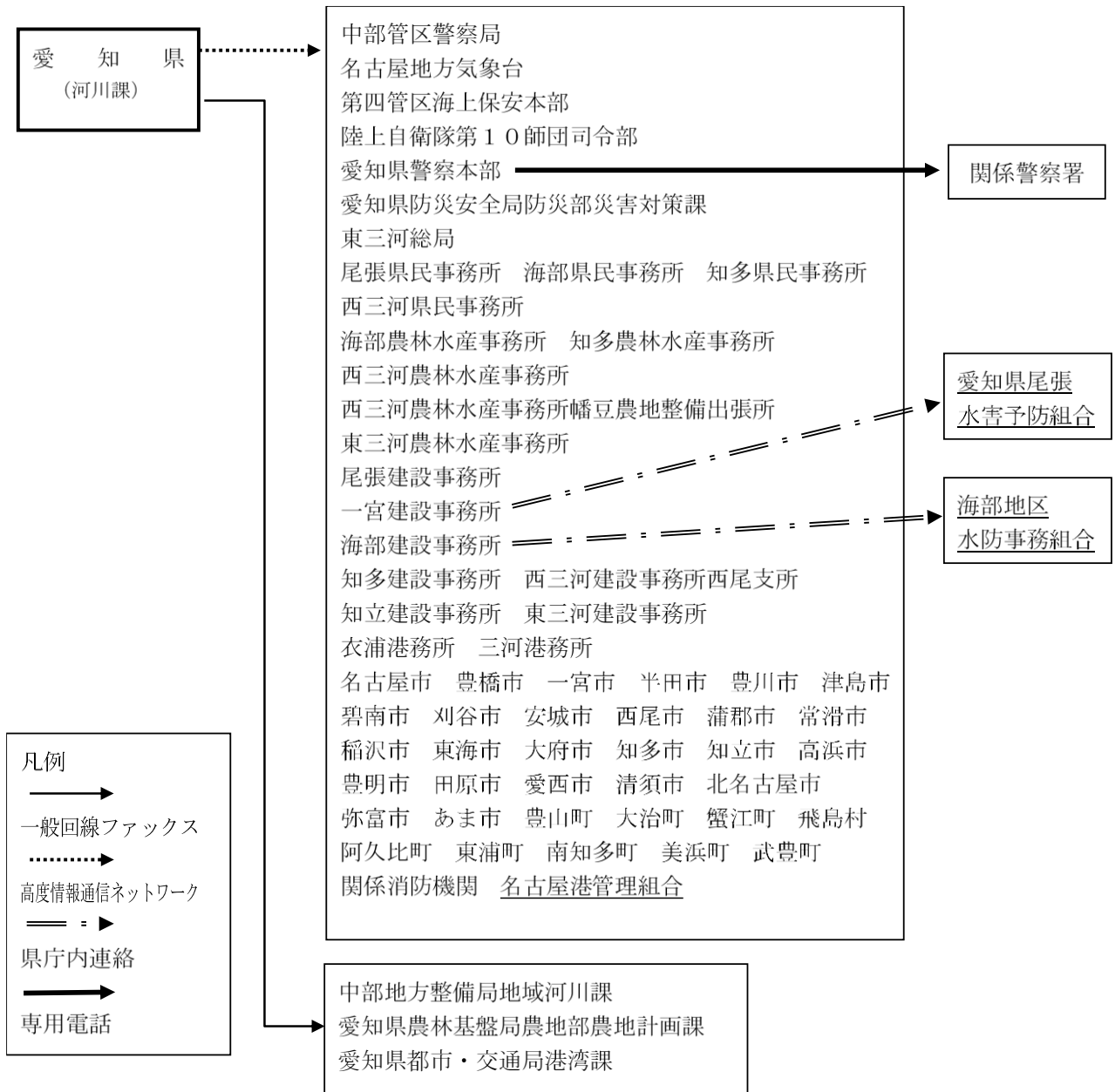
1 知事が水位情報の周知を行う河川

猿渡川



2 知事が水位情報の周知を行う海岸

三河湾・伊勢湾沿岸



第 1 1 章 水 防 活 動

第11章 水防活動

第1節 気象等の観測及び通報

気象等観測担当者は、的確な気象状況の把握に努めるとともに、正確な資料を迅速に災害対策本部長に報告するものとする。

1 雨量、風位、風速並びに気圧の観測

気象状況により、相当の降雨量や風速等を毎時あるいは定期的に観測し報告する。

2 水位の観測

観測担当者は、市内河川の水位状況の把握に務め水位が次の値に達したときは、災害対策本部長に報告する。

- (1) 通報水位を超え、警戒水位に達したとき及び同水位に復したときはその時刻に報告する。
- (2) 警戒水位を超え、出動水位に達するまでの間は毎時あるいは定期的に報告する。
- (3) 出動水位に達し、なお増水の模様あるときは必要に応じ監視員を置き定期的に報告する。
- (4) 最高水位に達し、減水に向かうときは、その水位と時刻を報告する。

第2節 気象等の観測場所並びに担当者

1 風位、風速、雨量、気圧の観測場所

観測所の名称	所在地	電話番号
知立消防署	知立市弘法二丁目1番地5	81-0119
知立市役所(雨量のみ)	知立市広見三丁目1番地	83-1111
知立建設事務所(雨量)	知立市上重原町蔵福寺124番地	82-3111

2 水位の観測場所

(1) 水位観測所(愛知県水防テレメータ)(資料-2)

観測所の名称	所在地 (一ツ木町 は刈谷市)	第1基準 (水防団待 機)水位	第2基準 (氾濫注 意)水位	第3基準 (出動) 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	堤防高
一ツ木逢妻川	一ツ木町西田	T.P. 2.70	T.P. 3.35	T.P. 3.90	T.P. 4.00	T.P. 4.80	T.P. 5.90
一ツ木水干川	一ツ木町西田	—	—	—	—	(T.P. 1.90)	T.P. 2.50
一ツ木流れ川	一ツ木町西田	(T.P. 2.00)	(T.P. 2.00)	—	—	(T.P. 2.00)	T.P. 2.50
西町逢妻川	西町宮後	(T.P. 3.60)	(T.P. 4.25)	(T.P. 4.85)	(T.P. 5.20)	(T.P. 6.00)	T.P. 7.20
猿渡川	新林町立野	(T.P. 3.25)	(T.P. 3.80)	(T.P. 4.15)	(T.P. 4.35)	T.P. 4.65	T.P. 5.83

※ T.P. は、東京湾中等潮位(平均潮位)を表す。() 書きは、参考水位である。

(2) 水位観測所(水位標)(資料-2)

河川名	量水標の位置	通報水位	警戒水位	出動水位	堤防高	観測担当者
逢妻川	国道1号左岸上流側橋脚 (右岸側より確認)	T.P. 3.60	T.P. 4.85	T.P. 4.85	T.P. 6.90	知立消防署 第3分団
〃	西町落合ポンプ場 (西町逢妻川を準用)	T.P. 3.60	T.P. 4.85	T.P. 4.85	T.P. 6.70	上下水道部下水道課
猿渡川	弘法橋橋脚下流側 6k350	T.P. 2.65	T.P. 3.10	T.P. 3.45	T.P. 4.80	知立消防署 第1・4分団

(3) 水位観測所（危機管理型水位計）（資料－２）

水系名	河川名	設置箇所
猿渡川	吹戸川	吹戸橋
	猿渡川	猿渡川六反橋
	割目川	谷田北橋

※洪水時のみの水位観測に特化し、機器の小型化や通信機器等のコストを低減した水位計。

水位情報は、一般財団法人河川情報センターホームページ「川の水位情報」

(<https://k.river.go.jp/>) に掲載する。

第3節 消防団の水防活動

消防団は第5章第2節、消防団の非常配備に定める出動準備、出動の指示があった場合は、直ちに事態に即応した配備体制をとるとともに、おおむね次の水防活動を行うものとする。

1 出動準備

- (1) 水防資器材の整備点検
- (2) 水こう門の開閉準備
- (3) 重要水防箇所を含む水防上注意箇所等の巡視
- (4) その他水防上必要な措置

2 出動

- (1) 河川、海岸等の監視警戒を行い、漏水、堤防の損傷等異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに水防工法の実施等事態に即応した措置。
- (2) 水防作業に必要な資器材の調達
- (3) 水防作業を行う者に対し、必要な技術的指導を行う。
- (4) その他水防上必要な措置

第4節 水防巡視の時期及び措置

消防団は、災害対策本部から気象状況の通報及び出動準備、出動の命を受けたとき、又は気象、水象を判断し、巡視の必要を認めるときは、管轄区域内を巡視し、異常の有無を確かめるとともに市職員等とよく連絡をとり、次の場合は、速やかに災害対策本部に通報するものとする。

災害対策本部においては、下記の通報を受けたときは、速やかに関係機関に連絡するものとする。

- 1 警戒水位を超えたとき
- 2 前項通報後の増水状況
- 3 その他水防上必要な事項

第5節 監視警戒とその措置

1 平常時の巡視

- (1) 水防管理者は、随時それぞれの分担区域内を巡視させ、水防上危険と認められる箇所があるときは河川管理者に通知すること。又必要があれば河川管理者及び消防団と合同で点検し重要水防箇所に係る情報を共有する。
- (2) 水防管理者は、ため池その他水防上重要な施設についても(1)と同様に巡視し、水防上危険と認められる箇所があるときは管理者に連絡するものとする。

2 非常警戒の巡視

水防管理者は、河川が出動水位を超えたとき監視及び警戒を厳にし、既往の被害箇所・その他水

防要注意箇所を中心として堤防の表側、天端と裏側を3班に分かれて巡視し、特に次の状態に注意し異常を発見した場合、直ちに災害対策本部に連絡するとともに必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 堤防の亀裂及び欠け崩れ
- (2) 天端の亀裂又は沈下
- (3) 堤防の越水状況
- (4) 水こう門の両袖又は底部より漏水と扉の閉まり具合
- (5) 橋りょうその他の構造物と堤防との取付部の異常

ため池については1から5のほか、さらに次の点に注意するものとする。

- ア 取入口の閉そく状況
- イ 周囲の山崩れの状況
- ウ 流入水並びにその浮遊物の状況
- エ 余水吐及び放水路付近の状態
- オ 樋管の漏水による亀裂及び欠け崩れ
- カ 重ね池の場合のその上部ため池の状態

第6節 用水取水堰、排水樋門、ため池等の操作

用水取水堰、排水樋門、ため池等の管理者及び操作員は気象状況の通知を受けたとき、又は自ら異常を感知したときは、水位の変化を監視し、必要に応じ門扉等の開閉を行い非常事態の万全を期するものとする。出水期に先だち門扉の操作等について支障のないよう点検整備を行わなければならない。なお、本市の水防上注意すべき箇所は第6章第2節のとおりである。

第7節 水防作業

1 水防工法

工法はその選定を誤らなければ1種類の工法を施行するだけで成果を挙げ得る場合が多い。しかし時には数種の工法を組合せて、はじめてその目的を達成することもあるから、当初施行の工法で効果が認められないときは、これに代わるべき工法を次々と行い極力水防に努めなければならない。工法を選ぶにあたっては、堤防の組成材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮して最も有効で、しかも使用材料がその付近で得やすい工法を施行すること。

水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する各工法は概ね次のとおりである。

(1) 漏水

ア 噴口が堤腹のとき

噴口の下にむしろ張などを行い、堤腹が洗われないように、噴口が大きい場合は「月の輪」を施す。

イ 裏法、犬走り又は堤内平場のとき

釜段工を施すが噴出、漏水が少量のときは土管を伏せたり底抜きの「たる」や「おけ」を伏せるか又は「導水むしろ張」を行う。

ウ 表法、吸込口の手当

吸込口を突き止めることができればその口に「差しわら」又は「粘土俵」を差込み、これに浮き止めの挿竹を施す。

吸込口を発見できないときは、その付近一帯に、「むしろ張り工」「畳張工」、「木流工」を行うのである。しかし吸込口が塞がれない間は決して漏水工を塞いではならない。

(2) 表法の欠け崩れ

ア 堤防が欠け崩れるとき

「木流工」「むしろ張工」「畳張工」で保護し、もし欠け崩れが拡大して、以上の工法では不安と思われる場合には「築廻工」を行って補強する。

イ 堤脚や護岸の欠け崩れするとき

「立て籠工」「捨石」「杵入」「木流工」「むしろ張工」を行って崩かいの拡大を防止する。

(3) 天端及び裏法の亀裂又は崩れ

ア 亀裂が浅いとき

亀裂か所を掘り返して埋め戻し、充分つき固めを行う。ただし飽水により堤体がうんでいる場合は、次のイの工法による方が適当である。

イ 亀裂が深いとき

「折返し工」「控取工」「継ぎ縫い工」「五徳工」などの地縛り工法を施す。

ウ 欠け崩れに対して

「五徳法」「杭打積土俵工」「土俵羽口工」「力杭打工」「籠止工」などで防止する。

(4) 越 水

「積土俵工」「板柵工」積土俵工が3俵以上になると止め杭を使用する。

(5) 樋門等の漏水

樋門の表に「月の輪締切」か「詰土俵」を施す。漏水の程度がその圧力を減ずればよい場合は、裏法側に「月の輪」を行うものとする。

(6) ため池の措置

警戒水位以上に水位の上昇が予想される時は、その危険性を確かめ、下流部の影響を考慮のうえ適当な措置をとるものとする。

2 水防活動上の心得

(1) 命令なくして部署を離れたり勝手な行動をとらないこと。

(2) 作業中は私語を慎み、終始敢闘精神をもってこれにあたること。

(3) 夜間など特に言動に注意し、みだりに「越水」とか「破堤」等の想像による言動をしないこと。

(4) 命令及び情報の伝達は、特に迅速、正確、慎重を期しみだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防員を緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるよう心掛けること。

(5) 洪水時において堤防に異常の起こる時期は、滞水時間にもよるが大体水位が最大の時又はその前後である。

しかし、法崩れ陥没等は通常減水時に生ずる場合が多い（水位が最大洪水水位の3/4位に減水したときが最も危険）から洪水が最盛期を過ぎても完全に流過するまで警戒を解いてはならない。

第8節 避難

知立市地域防災計画に定めるところによるが、避難情報の発令の基準としては内閣府がとりまとめた「避難情報に関するガイドライン」を原則とする。

第9節 協力応援

1 関係機関との相互協力

災害対策本部は知立建設事務所、安城警察署その他関係機関と常に密接な連絡をとり水防のため必要と認めるときは相互協力するものとする。

2 分団相互の応援

分団相互の応援を必要と認めるときは直ちに要員資器材の種別、員数、場所等必要事項を災害対策本部へ要請するものとする。

3 自衛隊の派遣要請

災害に際して必要な応急対策を実施するための自衛隊の派遣要請は、知立市地域防災計画の定めるところによる。

4 居住者の応援

災害対策本部長は、水防上やむをえない必要があるときはその区域内の居住者又は、水防現場にいる者を水防に従事させるものとする。

5 水防協力団体

(1) 水防協力団体の指定、監督、情報の提供

水防管理団体は、(2)に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、水防管理団体は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、都道府県及び水防管理団体は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

(2) 水防協力団体の業務

- ア 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- イ 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- ウ 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- エ 水防に関する調査研究
- オ 水防に関する知識の普及、啓発
- カ 前各号に附帯する業務

(3) 水防協力団体と水防団等の連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

(4) 水防協力団体の申請・指定及び運用

水防管理団体は、資料1を参考として水防協力団体指定要領を作成し、水防協力団体の申請があった場合は、指定要領を参考として指定することとする。また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

水防協力団体の業務にあたっては、業務が適正かつ確実に行われるように、資料5に示す活動実施要領の内容を水防管理団体の水防計画に規定する。

資料1 水防協力団体指定要領(例)

資料1 水防協力団体指定要領(例)

〇〇市(区、町、村、水防事務組合、水害予防組合)水防協力団体指定要領

1. 通則

〇〇市(区、町、村、水防事務組合、水害予防組合)における水防協力団体の指定は、水防法(以下「法」という。)及び国土交通省令(以下「省令」という。)その他の法令並びに関連通知のほか、この要領に定めるところにより行う。

2. 水防協力団体の要件(法36条第1項関係)

水防協力団体の指定に当たっては、法第36条に基づき、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして省令で定める団体(以下「法人等」という。)であり、かつ、反社会的勢力でないことをその要件とする。

3. 水防協力団体の業務(法37条関係)

水防協力団体は、次に掲げる業務の範囲内で行うものとし、業務を行うに当たっては、水防管理者の所轄下にある水防団又は消防機関が行う水防活動と調和を図るものとする。

- (1)河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力することとし、構成員の安全を確保した上で行うことが可能な活動
- (2)水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供
- (3)水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供
- (4)水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究
- (5)講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発
- (6)水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等の前各号に掲げる業務に附帯する業務

4. 水防協力団体の申請方法(法36条第1項・第3項関係)

- (1)水防協力団体の要件を満たす者で、〇〇市(区、町、村、水防事務組合、水害予防組合)水防協力団体の指定を受けようとする者は、水防管理者あてに「〇〇市(区、町、村、水防事務組合、水害予防組合)水防協力団体指定申請書」(資料17-2)に「水防協力団体活動業務計画書」(資料17-3)及び「水防協力団体組織体制一覧表(連絡先)」(任意様式)を添えて申請するものとする。
- (2)水防協力団体の名称、住所、事務所の所在地、業務内容、組織体制の変更をする場合も同様とする。(任意様式)

5. 水防協力団体の指定(法第36条第2項・第4項関係)

- (1)水防管理者は、前項の申請の審査を行い、業務を適正かつ確実に行うことができる法人等であると認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。また、指定をしたときは、当該水防協力団体に対し、「〇〇市(区、町、村、水防事務組合、水害予防組合)水防協力団体認定書」(資料17-4)を交付するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。
- (2)水防協力団体の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示する。

6. その他

- (1)この要領を変更する必要があるときは、関係機関と調整の上、改訂するものとする。
- (2)その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附則

この要領は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

資料2 水防協力団体指定申請書様式（例）

資料2 水防協力団体指定申請書様式（例）

〇〇市(区、町、村、水防事務組合、水害予防組合)水防協力団体指定申請書	
	年 月 日
〇〇市(区、町、村、水防事務組合、水害予防組合)水防管理者〇〇市(区、町、村)長様	
	住 所 (事務所所在地) 団体の名称 代表者氏名
水防法第36条第1項及び〇〇市(区、町、村、水防事務組合、水害予防組合)水防協力団体指定要領第4の規定に基づき、〇〇市(区、町、村、水防事務組合、水害予防組合)水防協力団体の指定を受けたいので、別途「水防協力団体協力活動業務計画書」(資料17-3)を添えて申請します。	

資料3 水防協力団体協力活動業務計画書（例）

年 月 日

〇〇市(区、町、村、水防事務
組合、水害予防組合)水防管理
者〇〇市(区、町、村) 長 様

住所
(事務所所在地)
法人等の名称
代表者氏名

水防協力団体協力活動業務計画書

〇〇市(区、町、村、水防事務組合、水害予防組合)の実施する水防活動に協力するため、以下の業務を実施します。

(自由記載)

【記載例】

平時の活動事例

- ・土のう袋など水防資器材や設備等の保管場所の提供
 - ・水防団員・消防団員の募集ポスターや水防に関する動画等の広報資料を水防協力団体のオフィスや店舗等に掲示
 - ・講習会や研修会の実施を通じた水防知識の普及啓発
 - ・小中学校や自治会に対する出前講座等の実施
 - ・水防意識高揚のためのパンフレット作成や各種行事の開催
 - ・水防演習や避難訓練への参加、物資提供、ブース出展
- など

災害時の活動事例

- ・土のうの袋詰めや運搬
 - ・子どもやお年寄りなどの救護
 - ・住民の避難誘導、避難所開設・運営への支援
 - ・土のう袋など水防資器材の設備等の提供
 - ・水防団員・消防団員の休憩場所の提供
- など

資料4 水防協力団体認定書様式（例）

資料4 水防協力団体認定書様式（例）

〇〇市（町）水防協力団体認定書		年 月 日
住 所 （事務所所在地）		
団体の名所		
代 表 者	様	
		〇〇市（町）水防管理者 〇〇市（町）長
水防法第36条第1項及び〇〇市（町）水防協力団体指定要領第4の規定に基づき、貴団体を〇〇市（町）水防協力団体に指定します。		

資料5 水防協力団体との水防協働活動実績要領（例）

資料5 水防協力団体との水防協働活動実施要領（例）

〇〇市（町）における水防協力団体との水防協働活動実施要領

1. 趣旨

〇〇市（町）における水防活動は、〇〇市（町）水防計画書に活動内容を明記しているところであるが、水防法が一部改正され、水防協力団体制度が創設されたことに伴い、本市（町）において水防協力団体を指定した際に水防団及び水防活動を行う消防機関と水防協力団体との水防活動の連携、協働業務等について本要領に定めるものとする。

2. 水防団等と水防協力団体との連携（水防法38条関係）

水防法第36条及び〇〇市（町）水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、水防団又は水防を行う消防機関による水防活動に対する協力業務であり密接な連携の下、活動を行うものとする。

3. 活動報告書の提出（水防法第39条関係）

連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、指定された水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体活動報告書」（資料17-6）を提出させることができる。

4. 情報提供等（水防法第40条関係）

水防関係者は、〇〇市（町）水防協力団体指定要領4に基づき提供された「水防協力団体活動業務計画書」や前項の「水防協力団体活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報や指導、助言を行う。

5. その他

- (1)この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。
- (2)その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附則

この要領は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

資料6 水防協力団体活動報告書様式（例）

資料6 水防協力団体協力活動報告書様式（例）

〇〇市（町）水防協力団体協力活動報告書	
	年 月 日
〇〇市（町）水防管理者	
〇〇市（町）長	様
	住 所 (事務所所在地) 団体の名称 代表者氏名
別紙のとおり水防活動を実施しましたので、〇〇市（町）水防協力団体指定要領第6の規定に基づき提出します。	

第10節 決壊等の通報並びに決壊後の措置

1 決壊通報

- (1) 堤防その他の施設が決壊したとき、当該地区の担当分団は、その状況を災害対策本部へ報告するものとする。
- (2) 災害対策本部長は、直ちに管轄する県建設事務所及び所轄の警察署等へ通報しなければならない。
- (3) 水防管理者は、被害状況をとりまとめ、原則的に愛知県防災情報システムに入力し県に報告する。

2 決壊後の処置

決壊後は速やかに水防の各工法を実施して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

第11節 水防解除

水防管理者は、水防団等に水防の解除を命じたときは、これを一般に周知するとともに、県建設事務所に通知するものとする。

第12章 水防訓練等

第12章 水防訓練等

第1節 水防訓練

1 水防訓練

水防訓練は年1回以上次の項目について行うものとし、特に実施にあたっては一般住民の参加を得て水防思想の高揚に努めるものとする。

- (1) 観測（水位、潮位、雨量、風速）
- (2) 通報（電話、無線伝達）
- (3) 動員（災害対策本部、消防団、居住者の応援）
- (4) 輸送（資材、器材、人員）
- (5) 工法（各水防工法）
- (6) 避難立退（危険区域住民の避難）

2 水防訓練の実施時期

水防訓練の実施時期は、管内情勢に応じた各種個別訓練と総合訓練を行うものとする。

第2節 水防標識と水防信号

水防信号及び標識は水防信号及び標識に関する規則（昭和31年愛知県規則第34号）によるものとするも水防信号については単純化して徹底をはかるため出動と避難に2種とする。

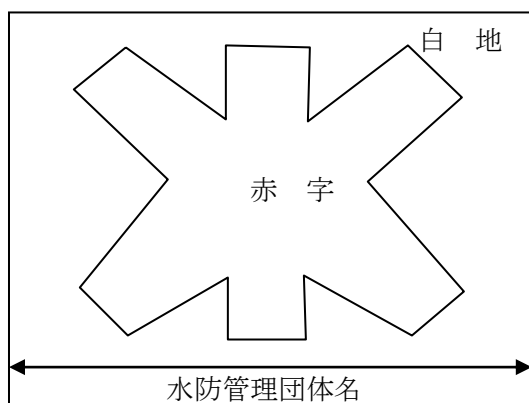
1 水防標識

緊急自動車優先通行標識、水防用緊急自動車として使用する場合は、第1図の標識を用いるものとする。

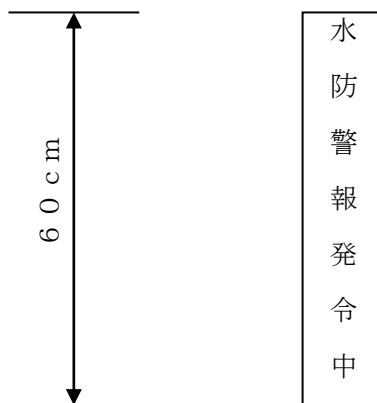
2 水防警報発令標識

水防警報発令標識は、第2図、第3図の標識を用いるものとする。

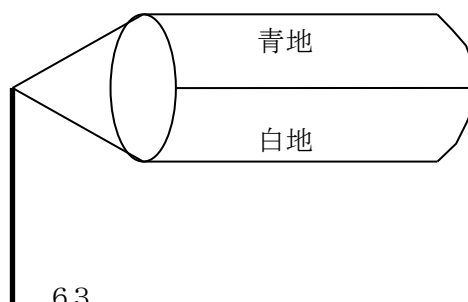
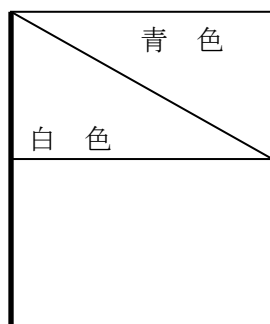
第1図



第2図




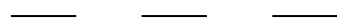
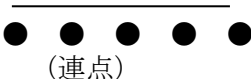
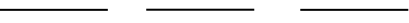
第3図



3 水防信号

出動信号 消防団に属する者の全員に対し出動することを知らせるもの

避難信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くことを知らせるもの

種 別	打 鐘 信 号	余いん防止サイレン信号
出 動	 (3点)	約5秒  約6秒
避 難	 (連点)	約3秒  約2秒

備考1. 信号継続時間は適宜とする。

2. 打鐘のほか太鼓も併用する。

第3節 水防報告と水防記録

災害対策本部長は、県水防本部からの指示があった場合、水防が終結したときから3日以内に次の事項を取りまとめて知立建設事務所長に報告する。(法第47条)

- (1) 災害対策本部設置及び水防解除の日付及び時刻
- (2) 消防団員又は消防機関に属する者の出動時期及び出動人員
- (3) 巡視警戒、水防工法等水防作業の状況
- (4) 堤防その他施設等の異常の有無及びそれに対する処置とその効果
- (5) 使用資器材の種類・数量
- (6) 法28条による公用負担の内容
- (7) 応援の状況
- (8) 避難情報の発令日時、発令区域
- (9) 水防関係者の死傷
- (10) 水防功労者及び功績
- (11) 災害対策本部長の所見
- (12) その他必要事項

第 1 3 章 公 用 負 担

第13章 公用負担

第1節 公用負担権限

水防管理者又は消防機関の長は次の権限を行使することができる。

- 1 必要な土地の一時使用
- 2 土砂、竹木その他資材の使用
- 3 土砂、竹木その他資材の収用
- 4 車両、その他運搬具又は器具の使用
- 5 工作物その他障害物の処分

第2節 公用負担権限証明書

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書、その他命を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要な場合には、これを掲示しなければならない。

公用負担権限証明書	
知立市消防団 分団長 氏 名	
上記の者に	の区域における
水防法第28条第1項の権限行使を	
委任したことを証明する。	
年 月 日	
知立市長	印

第3節 公用負担の証票

公用負担の権限を行使したときは、次の様式の証票を2通作成してその1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずべき者に手渡さなければならない。

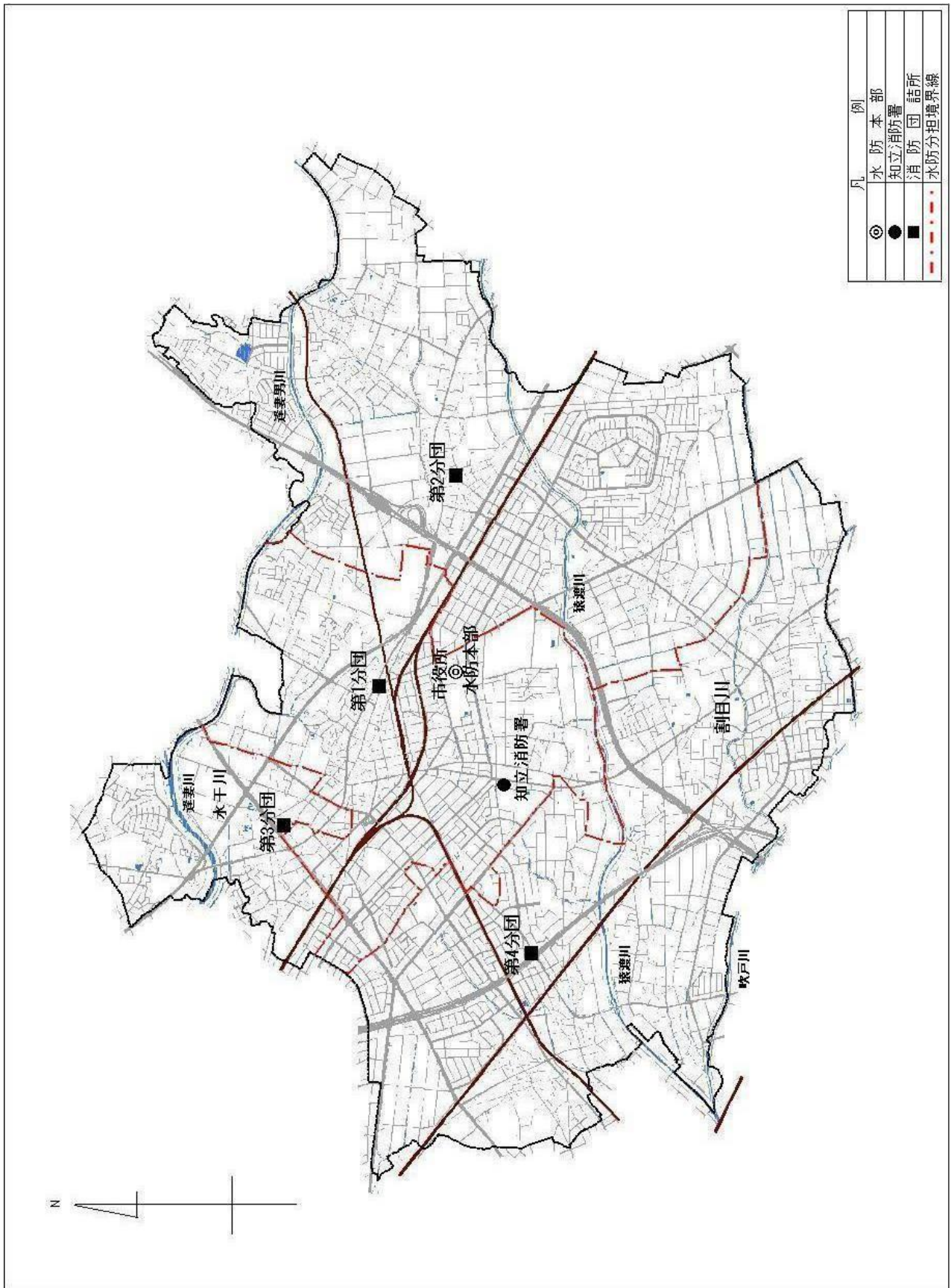
(第 号)	公 用 負 担 証	
目的別	種類	
負担内容	使用	収用
処分等		
	年 月 日	
	知立市長	印
	事務取扱者	印
	様	

第4節 損失補償

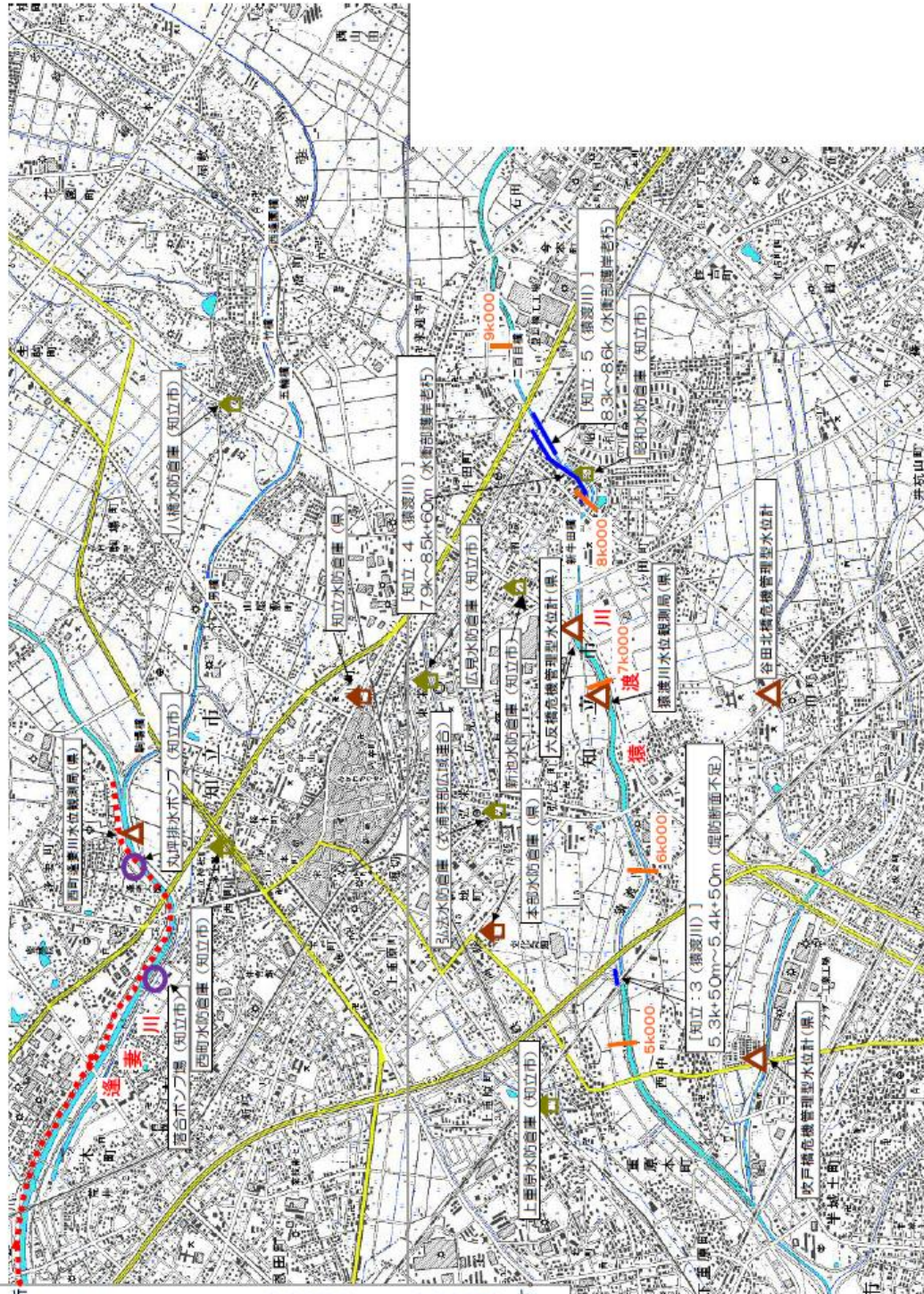
公用負担の権限行使によって損失を受けた者に対しては、時価によりその損失を補償しなければならない。(法第28条第3項)

資 料

資料－1 (消防団管轄区分対照図)



令和3年度 県管理河川”水防情報” (知立市)



【知立市 施設内訳】

- 水防倉庫(県) 2箇所
- 水防倉庫(知立市) 6箇所
- 水防倉庫(衣浦東部広域連合) 1箇所
- 重要水防箇所(重要度A) 0箇所
- 重要水防箇所(重要度B) 3箇所
- 重要水防箇所(重要度C) 0箇所
- 排水調整対象ポンプ場 2箇所
- 水位・潮位観測局 5箇所
- 水防警報発令河川 逢妻川
- 水防警報発令海岸 なし

<特記事項>

- 【逢妻川水位観測局(西町逢妻川)】
- 知立市西町宮後
- 堤防高 : TP7.20m
- 氾濫危険水位 : TP6.00m
- 避難判断水位 : TP5.20m
- 出動水位 : TP4.85m
- 氾濫注意水位 : TP4.25m

- 【逢妻川水位観測局(逢妻川)】
- 堤防高 : TP5.83m
- 氾濫危険水位 : TP4.65m
- 避難判断水位 : TP4.35m
- 出動水位 : TP4.15m
- 氾濫注意水位 : TP3.80m

※ TPIは、東京湾中等潮位を表します

【記載事項】

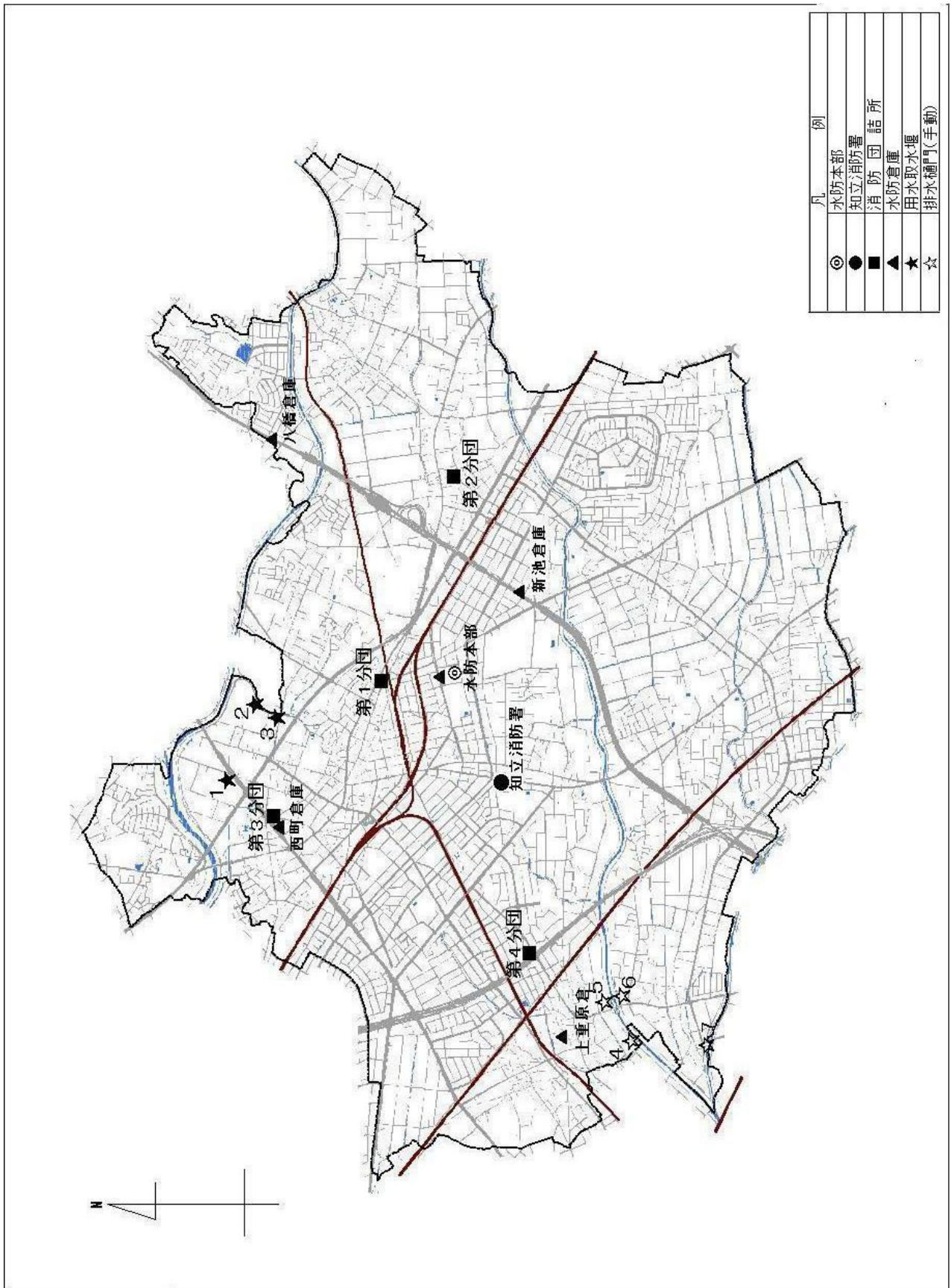
【建設事務所名：表番号(河川名)】
位置<河川距離標>(建設理由)

施設名称 (施設管理者)

【凡例】

- 水防倉庫(県)
- 水防倉庫(水防管理団体)
- 重要水防箇所(重要度A)
- 重要水防箇所(重要度B)
- 重要水防箇所(重要度C)
- 排水調整対象ポンプ場
- 水位・潮位観測局
- 水防警報発令河川・海岸

資料一 3 (用水取水堰・排水樋門(手動))



資料－４（公用車一覧表）

No.	課名	自動車名		用途	登録No.				広報用 スピーカー
1	財務課資産経営係	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	軽自動車	三河	480	す	2127	
2	財務課資産経営係	トヨタ	ハイエース	小型貨物	三河	400	ぬ	3241	
3	財務課資産経営係	トヨタ	コースター	普通乗合	三河	200	さ	790	
4	財務課資産経営係	トヨタ	プリウスPHV	普通乗用	三河	302	た	6604	
5	土木課管理係	トヨタ	ウィッシュ	小型乗用	三河	502	ち	4160	
6	財務課資産経営係	トヨタ	ヴォクシー	小型乗用	三河	502	み	8713	
7	財務課資産経営係	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	軽自貨物	三河	480	け	8329	
8	財務課資産経営係	ダイハツ	ミライース	軽自動車	三河	581	き	7008	
9	財務課資産経営係	トヨタ	プリウスPHV	普通乗用	三河	302	て	4596	
10	財務課資産経営係	スズキ	キャリー	軽自動車	三河	480	う	8792	
11	財務課資産経営係	トヨタ	カローラフィール ダー	小型乗用	三河	502	ほ	6865	
12	財務課資産経営係	ダイハツ	ハイゼット	軽自動車	三河	480	さ	2068	
13	財務課資産経営係	トヨタ	コムス(3)	原動機付 四輪車	知立市		み	43	
14	財務課資産経営係	トヨタ	アルファード	普通乗用	三河	302	に	3286	
15	財務課資産経営係	トヨタ	プリウス(PHV)	普通乗用	三河	302	そ	818	
16	議会議務局庶務係	トヨタ	クラウン ロイヤル サルーン	普通乗用	三河	302	せ	2431	
17	安心安全課防犯交 通係	トヨタ	ライトエース	小型貨物	三河	100	せ	6682	○
18	安心安全課防犯交 通係	日産	サクラ	軽自動車	三河	581	す	6751	○
19	安心安全課防犯交 通係	日産	サクラ	軽自動車	三河	581	す	6750	○
20	安心安全課防災係	トヨタ	消防ポンプ車	普通	三河	800	す	4478	○
21	安心安全課防災係	日野	消防ポンプ車	普通	三河	800	す	7425	○
22	安心安全課防災係	トヨタ	消防ポンプ車	普通	三河	800	す	4479	○
23	安心安全課防災係	トヨタ	消防ポンプ車	普通	三河	830	さ	1194	○
24	安心安全課防災係	ニッサン	消防車	普通	三河	800	す	9445	○

No.	課名	自動車名		用途	登録No.				広報用 スピーカー
25	税務課資産税係家 屋担当	ダイハツ	ハイゼット	軽自動車	三河	480	こ	6684	
26	税務課徴収係	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	軽自動車	三河	480	さ	5332	
27	福祉課保護援護係	スズキ	ワゴンR	軽自動車	三河	581	き	7100	
28	子ども課児童家庭 係	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	軽自動車	三河	480	き	1963	
29	長寿介護課長寿係	ダイハツ	ムーブ	軽自動車	三河	580	ふ	7795	
30	長寿介護課介護保 険係	ダイハツ	ミラ	軽自動車	三河	581	い	1512	
31	長寿介護課介護保 険係	トヨタ	コムス(1)	原動機付 四輪車	知立市		み	45	
32	長寿介護課介護保 険係	トヨタ	コムス(2)	原動機付 四輪車	知立市		み	46	
33	教育庶務課学校給 食係	三菱	ミニキャブ	軽自動車	三河	480	え	7476	
34	健康増進課成人保 健係	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	軽自動車	三河	480	き	1964	
35	健康増進課成人保 健係	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	軽自動車	三河	480	き	7353	
36	財務課資産経営係	日産	セレナ	小型乗用	三河	503	て	7477	
37	環境課ゼロカーボ ン推進係	三菱	ミニキャブ	軽自動車	三河	480	え	6051	
38	環境課ごみ減量係	小松	ショベルローダー 公道走行不可(不燃物処理場内使 用)	大型特殊					ナンバー プレート なし
39	環境課ごみ減量係	ダイハツ	ハイゼット	軽自動車	三河	480	く	8891	
40	環境課ごみ減量係	トヨタ	ライトエース	小型貨物	三河	400	に	1981	
41	環境課ごみ減量係	トヨタ	ダイナ	普通貨物	三河	100	す	544	
42	環境課ごみ減量係	ダイハツ	ハイゼット	軽自動車	三河	480	す	7731	
43	環境課ごみ減量係	ダイハツ	ハイゼット	軽自動車	三河	480	あ	4612	
44	環境課ごみ減量係	トヨタ	フォークリフト	小型特殊	知立市			3762	
45	環境課ごみ減量係	ダイハツ	ハイゼット	軽自動車	三河	480	か	8226	
46	環境課ごみ減量係	ダイハツ	ハイゼット	軽自動車	三河	483	あ	472	
47	環境課ごみ減量係	トヨタ	タウンエース	小型貨物	三河	400	な	7211	
48	土木課道路工務係	ダイハツ	ハイゼット	軽自動車	三河	480	せ	1126	
49	土木課道路工務係	三菱	キャンター	普通貨物	三河	100	そ	1015	

No.	課名	自動車名		用途	登録No.				広報用 スピーカー
50	土木課道路工務係	ダイハツ	ハイゼット	軽自動車	三河	480	う	8518	
51	建築課建築係	ダイハツ	ハイゼット	軽自動車	三河	480	さ	2069	
52	都市計画課公園緑地係	スズキ	エブリー	軽自動車	三河	480	け	5367	
53	都市計画課公園緑地係	ダイハツ	ハイゼット	軽自動車	三河	480	き	9850	
54	都市計画課都市企画係	トヨタ	プロボックス	小型貨物	三河	400	て	4323	
55	まちづくり課区画整理係	ダイハツ	ハイゼット	軽自動車	三河	480	け	5400	○
56	都市開発課鉄道高架係	トヨタ	カローラ	小型貨物	三河	400	さ	8195	
57	水道課水道工務係	トヨタ	ダイナ	小型貨物	三河	400	た	9924	
58	水道課(浄水場)	トヨタ	給水車	普通	三河	800	す	4440	
59	水道課水道工務係	ダイハツ	ハイゼット	軽自動車	三河	480	あ	5246	○
60	水道課水道工務係	ダイハツ	ハイゼット	軽自動車	三河	480	い	9648	○
61	水道課料金係	ダイハツ	エッセ	軽自動車	三河	580	せ	3658	○
62	水道課(浄水場)	トヨタ	タウンエース	小型貨物	三河	400	と	3292	
63	下水道課下水庶務係	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	軽自動車	三河	480	け	4064	
64	下水道課下水工務係	ダイハツ	ハイゼット	軽自動車	三河	480	う	7575	
65	生涯学習スポーツ課(福祉体育館)	トヨタ	タウンエース	小型貨物	三河	400	ち	4989	
66	文化課文化振興係	トヨタ	タウンエースバン	小型貨物	三河	400	な	1290	
67	子ども課子育て支援係	ダイハツ	ハイゼット	軽自動車	三河	480	こ	6685	
68	環境課ごみ減量係	トヨタ	コムス(4)	原動機付四輪車	知立市		み	115	
69	健康増進課成人保健係	トヨタ	コムス(5)	原動機付四輪車	知立市		み	123	
70	健康増進課成人保健係	トヨタ	コムス(6)	原動機付四輪車	知立市		み	125	
71	財務課資産経営係	日産	サクラ	軽自動車	三河	581	た	1479	
72	まちづくり課まちづくり推進係	日野	ポンチョ	乗合	三河	200	か	1333	
73	まちづくり課まちづくり推進係	日野	ポンチョ	乗合	三河	200	か	1334	
74	まちづくり課まちづくり推進係	日野	レインボー	乗合	三河	200	か	1205	

No.	課名	自動車名		用途	登録No.				広報用 スピーカー
75	まちづくり課まちづくり推進係	日野	ポンチヨ	乗合	三河	200	か	1247	
76	まちづくり課まちづくり推進係	日野	ポンチヨ	乗合	三河	200	か	1271	
77	土木課(土地改良区)	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	軽自貨物	三河	480	け	8210	

知立市水防計画

令和8年2月修正

編集発行

知立市危機管理局安心安全課

〒472-8666

知立市広見三丁目1番地

電話 (0566) 83-1111